

2009

いきいき世代 の現状と財務状況

ディスクロージャー誌

《 業務及び財産の状況に関する説明書類 》

平成20年度

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

いきいき世代株式会社

2009.7.15



はじめに

皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、平成20年度の弊社の経営方針、業務及び財産の状況、事業の概況、財務状況などをご説明するために、本「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

本誌が弊社の現状をご理解していただくためのご参考になれば幸いに存じます。

今後とも、一層のご支援ならびにご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

*本誌は、「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいて作成した「ディスクロージャー資料」（業務及び財産の状況に関する説明書類）であります。



MEMO

社長メッセージ

当社、いきいき世代株式会社は、雑誌「いきいき」から生まれた共済会「いきいき世代の会」を母体とした少額短期保険業者です。人生の最後まで、不安なく生きていくための支えとなるしくみをつくりたい、この思いをかたちにしたのが、平成14年10月にスタートした医療共済『いきいき世代』です。手ごろな掛金を出し合うことで、病気やケガで入院や手術をしたときに支え合うこのしくみは、シンプルで安心と多くの方に共感していただきました。

平成18年4月に改正された保険業法により、生命保険会社や損害保険会社とは異なる業態として少額短期保険業者が生まれ、弊社も新会社を設立し、新たな組織体として運営してまいりました。そして、共済会からその新会社へ契約の切替えを平成20年3月からスタートし、平成21年2月には無事に終えることができました。切替率92%超と多くのご契約者様にご賛同ご協力を得ることができましたこと、あらためて御礼申し上げる次第でございます。

そして、少額短期保険業者として新たに発売した医療保険『新しいいきいき世代』の新規ご加入者様も含め、ご加入いただいた方は、約6年間で2万6千人を超えるに至りました。この支え合う関係を変えることなく、これまでの仲間たちとともに歩んでまいります。

医療保険『新しいいきいき世代』は、共済から保険になり、雑誌「いきいき」の定期購読者に限らず、満20歳以上満79歳以下の方であればどなたでもお申し込みいただけることになりました。さらに広く、大きな支え合いをめざし、どこにもない“安心と安全”が具わったしくみを今後も続けていきたいと思っております。

少額短期保険業は、まだ始まったばかりの若い事業形態ですが、多種多様な保険商品やサービスを取り扱い、きめ細かいお客様のニーズに対応できる業界として期待されています。

弊社におきましても、これまで以上にお客様から多く寄せられる声を真摯に受け止め、ニーズに応えるべく商品やサービスの提供に努めてまいります。

そして、少しでも人生の支えに寄与することを目指し、加入者が支え合いを実感いただけるような情報や、病気になったときに少しでも不安を取り除けるしくみを提供するとともに、お一人お一人のお客様とのコミュニケーションを大切に、ダイレクトな“あたたかい”サービスを今後も続けてまいります。

今後とも、みなさまの一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

いきいき世代株式会社

代表取締役社長 本間 尚登



目次

1. 会社の概況および組織について	
(1) 経営理念	2
(2) 会社の特長	2
(3) 会社の沿革	4
(4) 経営の組織	5
(5) 株式の状況	6
(6) 役員の状況	7
(7) 従業員の状況	9
(8) 会計監査人の状況	9
(9) 主要な親会社及び子会社の概況	9
(10) 設備投資等の状況	10
(11) 資金調達等の状況	10
2. 主要な業務の内容について	
(1) 保険のしくみと流れ	11
(2) 取扱商品	19
(3) 取扱サービス	21
(4) 再保険の状況	23
(5) 保険の募集方法について	24
(6) 給付金のお支払いについて	26
3. 主要な業務の状況について	
(1) 直近の事業年度（平成20年度）における業務の概況	27
(2) 翌事業年度における見通しと取り組み	30
(3) 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	31
(4) 直近の2事業年度における業務の状況	32
(5) 責任準備金の残高の内訳	40
4. 会社の経営および運営について	
(1) コーポレート・ガバナンスの状況について	41
(2) リスク管理の体制について	43
(3) 法令遵守（コンプライアンス）の体制について	44
(4) 情報管理体制と取扱いについて	47
(5) 情報開示の状況について	50
(6) 募集人管理の状況について	51
(7) 資産運用方針について	51
(8) 業界団体（日本少額短期保険協会）における活動について	51
5. 直近の2事業年度における財産の状況について	
(1) 計算書類	52
(2) 附属明細書	65
(3) 保険金等の支払能力の充実の状況	67
(4) 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益	69
(5) 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無	69
(6) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する 公認会計士または監査法人の監査証明の有無	69

1. 会社の概況および組織について

(1) 経営理念

当社の経営理念は、以下の通りです。

いきいき世代は、
すべての加入者の「不安」を解消し
連帯感をもって共に歩める
「安心」を提供する

(2) 会社の特長

当社は、いきいき読者の支え合いを理念とする共済会「いきいき世代の会」を母体として生まれた少額短期保険業者です。少額短期保険は、平成18年4月1日の保険業法改正により誕生した新しい業態の事業として、『ミニ保険』とも言われ、お客様のニーズに合ったユニークな保険商品やサービスを提供することが期待されています。

当社は、平成19年11月22日に、関東財務局長（少額短期保険）第8号として登録を完了し、平成19年12月10日における共済会からの「事業譲渡」および「業務及び財産の管理の委託」を経て、事業をスタートしました。平成20年3月より、共済会からの既存契約の切替えを開始し、1年間をかけて平成21年2月には完了いたしました。

また、当社では、医療保険『新しいいきいき世代』を発売し、手ごろな保険料、特約などがないシンプルで明快な保障内容とサービスを特長として、主に雑誌を中心としたダイレクト通販のスタイルで皆様にご案内し、ご加入いただいております。

当社の設立趣意は、以下の通りです。

少額短期保険会社「いきいき世代株式会社」設立趣意

「いきいき世代」の歩み

平成14年10月に医療共済として「いきいき世代」は誕生しました。

雑誌いきいきの読者を対象に、生活に「安心」を届けることを通して、皆様の生活の「安定に寄与」することを基本理念としました。

支えられ、そして誰かを支える相互の「たすけあい」を具現化するために作られた医療共済は多くの読者に支えられ着実に歩みを進め、5年目の平成19年5月には加入者2万5千人超となり事業としての基盤ができました。

平成18年4月1日、改正保険業の施行

保険業の概念であり、「共済」との概念の違いとしていた「対象の不特定」という文言が削除され、「共済」を含め、ほとんどの保障事業が保険業法の適用となり、共済会「いきいき世代の会」は「少額短期保険会社」という新しい事業体を目差すことを決定し、登録の準備をすすめてきました。

医療共済から少額短期保険会社へ より透明で磐石な経営を目差す

保険業法改正にともなって少額短期保険会社を設立するためには適切な保険商品の構築、わかりやすい約款、適切な組織作り、磐石な財務や情報公開、内部統制の態勢などがより一層求められることになりました。

これらは行政の求める契約者保護を目的にするものであり、「いきいき世代」の特長であるいきいきの仲間同士の支え合いが生み出す「安心」に加えて、新たな「安定」を提供するものです。

健康に生きるための支援を行う保障

本当に必要としている保障とはなにかを考えたとき、それは自らの中にいきる力をはぐくめること、そして与えられた命にふさわしい健康を取り戻していただけることだと考えます。

優れた保障内容の提供のみならず、皆で支え合っていることが実感できる情報や、病気にならないための提案など、今までの保険会社では成しえなかった新たな保険を提供し「いきいき世代」が多くの皆様の健康を支援することを目的として少額短期保険会社を設立いたします。

平成19年7月

いきいき世代株式会社

代表取締役 **本間 尚登**

(3) 会社の沿革

- 平成 14 年 7 月 共済会「いきいき世代の会」設立
- 平成 14 年 10 月 『いきいき』11 月号より、医療共済『いきいき世代』募集開始
- 平成 15 年 1 月 無料電話健康相談・全国人間ドック紹介サービス開始
- 平成 16 年 2 月 医療共済『いきいき世代』加入者 5,000 人突破
- 平成 16 年 3 月 聖路加・予防医療センターの 1 日人間ドック優先予約サービス開始
- 平成 16 年 10 月 金融庁金融審議会金融第二部会公聴会参加
- 平成 16 年 12 月 日帰り入院・手術の給付開始
- 平成 17 年 4 月 医療共済『いきいき世代』加入者 10,000 人突破
- 平成 17 年 11 月 保障 90 歳延長等給付開始
- 平成 18 年 1 月 医療共済『いきいき世代』加入者 15,000 人突破
- 平成 18 年 4 月 特定保険業者届出実施（財務局）
- 平成 18 年 6 月 日本少額短期保険協会（2 協会合併）参画
- 平成 18 年 10 月 医療共済『いきいき世代』加入者 20,000 人突破
- 平成 18 年 11 月 セカンドオピニオン・優秀専門医紹介サービス開始
- 平成 19 年 5 月 医療共済『いきいき世代』加入者 25,000 人突破

以上、共済会の沿革

- 平成 19 年 7 月 3 日 準備会社設立（『いきいき世代の会プランニング株式会社』）
- 平成 19 年 8 月 24 日 『いきいき世代株式会社』へ商号変更
- 平成 19 年 11 月 22 日 少額短期保険業者 関東財務局長（少額短期保険）第 8 号登録
- 平成 19 年 11 月 29 日 「事業譲渡等」の認可取得
「業務及び財産の管理の委託」認可取得
- 平成 19 年 12 月 6 日 「業務及び財産の管理の委託」公告
- 平成 19 年 12 月 10 日 「業務及び財産の管理の委託」を実施し、本格的に事業開始
- 平成 20 年 2 月 1 日 医療保険『新しいいきいき世代』販売開始
- 平成 20 年 3 月 1 日 共済会から少額短期保険業者への契約切替え開始
- 平成 21 年 2 月 1 日 共済会から少額短期保険業者への契約切替え終了
- 平成 21 年 3 月 1 日 「こころのサポートサービス」開始

現在に至る

(4) 経営の組織

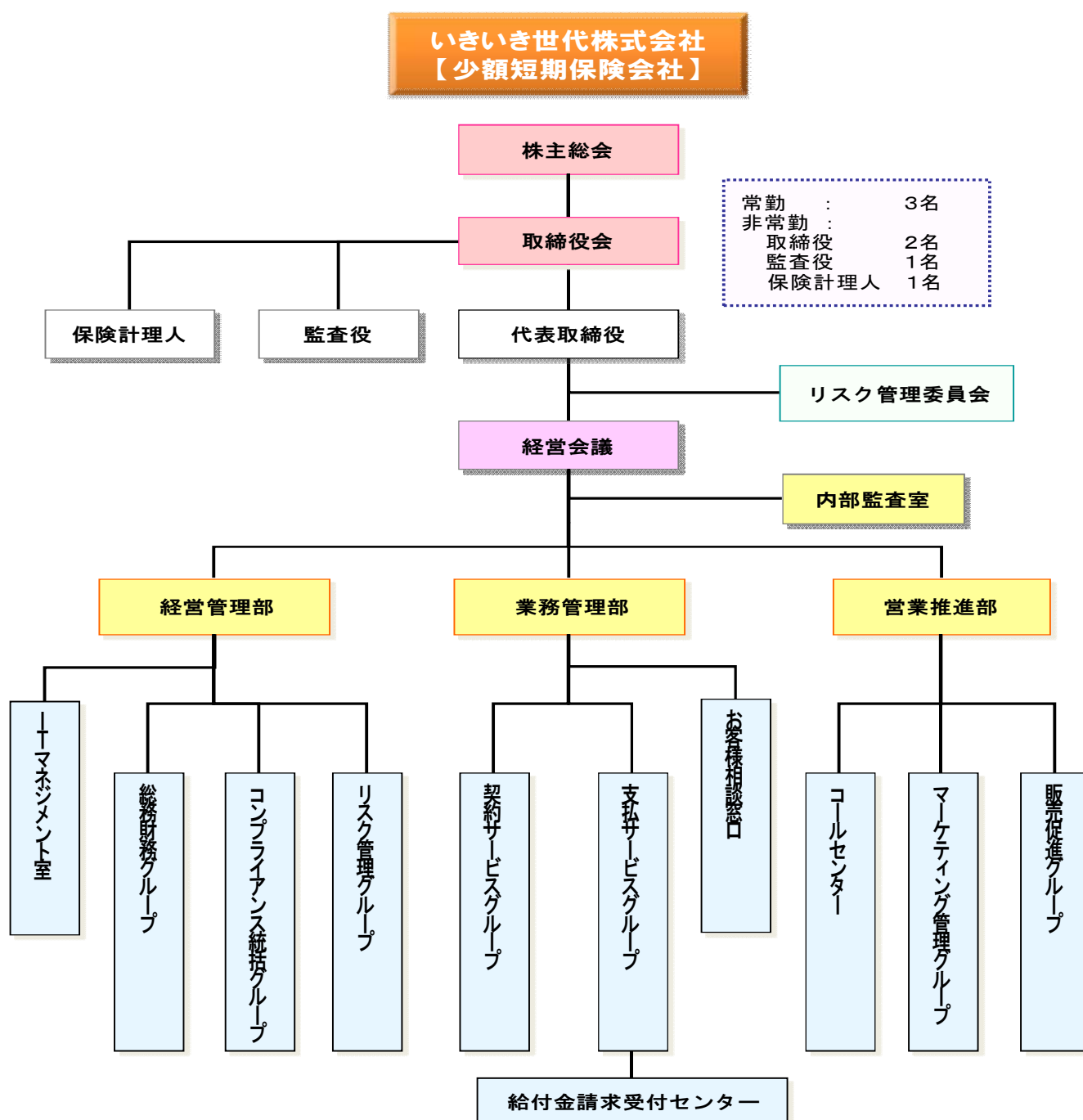
① 所在地

<本 社> 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂四丁目1番1号 オザワビル

<支店等> 現在、支社・支店等はありません。

② 組織図

[平成21年7月1日現在]



(5) 株式の状況

① 株式数（平成21年7月1日現在）

発行可能株式総数	2,880株
発行済株式	720株

② 株主数（平成21年7月1日現在）

19名

③ 主要な株主の状況

〔平成21年7月1日現在〕

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
いきいき株式会社	107	14.86
いきいきネット株式会社	107	14.86
片寄 斗史子	100	13.89
本間 尚登	100	13.89
エーオンホールディングスジャパン株式会社	46	6.39
佐々木 達人	30	4.17
中嶋 光徳	20	2.78
三枝 秀明	20	2.78
長谷川 清一	20	2.78
長谷部 正規	20	2.78

(注) 上記株主は、当該対象日において、持株数の多い順序に従い、10名を記載しております。

(6) 役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

〔平成21年7月1日現在〕

地位/役職名 (兼職状況等)	氏 名 (生年月日)	略歴(地位・担当)および 他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
代表取締役社長 (兼職等該当なし)	本間 尚登 (昭和26年10月1日生)	昭和50年 4月 日本通運株式会社 入社 同社 旅行事業部、海外事業部等歴任 平成16年 4月 ユーリーグ株式会社 入社 平成17年 4月 同社 総務経理本部長 平成18年10月 同社 保障事業本部長 平成19年 4月 同社 取締役 平成19年 7月 いきいき世代の会プランニング株式会社 (現いきいき世代株式会社) 代表取締役社長 (現任) 平成19年11月 ユーリーグ株式会社取締役 退任	100 株
取締役 経営管理部長 (兼職等該当なし)	佐々木 達人 (昭和37年10月10日生)	昭和62年 4月 三井不動産販売株式会社 入社 同社 経理部、国際事業部等歴任 平成11年 1月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 入社 平成15年10月 同社 パートナー 平成16年 8月 アメリカンライフインシュアランスカンパニー(アリ ゴジャパン) 入社 平成18年 7月 ユーリーグ株式会社 入社 平成19年 8月 当社 取締役 平成19年11月 ユーリーグ株式会社 退職 平成19年12月 当社 取締役経営管理部長 (現任)	30 株
取締役 業務管理部長 (兼職等該当なし)	中嶋 光徳 (昭和37年7月5日生)	昭和61年 4月 平和生命保険株式会社(現マス・ミューチュアル生命保険(株)) 入社 同社 国際部、財務企画室、資産運用部等歴任 平成13年10月 国際証券株式会社(現三菱UFJ証券(株)) 入社 同社 不動産証券化業務部、金融開発部等歴任 平成16年 2月 ユーリーグ株式会社 入社 平成19年12月 当社 転籍 平成20年 6月 同社 取締役業務管理部長 (現任)	20 株
取締役 (兼職等該当なし)	朱雀井 亮 (昭和18年6月22日生)	昭和42年 4月 国税庁 採用 昭和49年 7月 稚内税務署長 昭和58年 7月 熊本国税局調査査察部長、間税部長 昭和60年 7月 金沢国税局直税部長 平成元年 7月 東京国税局徴収部長 平成 2年 7月 福岡国税局総務部長 平成 6年 7月 税務大学校副校長 平成 7年 3月 高松国税局長 平成 8年 7月 株式会社住宅金融債権管理機構 専務取締役 平成10年 8月 佐藤製菓株式会社 経理部長 平成11年 2月 株式会社ファーム 顧問 平成12年12月 アイ・ティ債権回収株式会社 取締役 平成16年 5月 丸の内債権回収株式会社 代表取締役社長 平成19年 8月 当社 取締役(社外) (現任)	— 株

地位/役職名 (兼職状況等)	氏名 (生年月日)	略歴(地位・担当)および 他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
取締役 (兼職等該当なし)	島田 智之 (昭和21年11月22日生)	昭和45年 3月 日本生命保険相互会社 入社 平成 7年 3月 同社 企業年金業務部担当部長 平成 9年 3月 同社 企画広報部担当部長 平成14年 4月 大星ビル管理株式会社 出向 平成16年 6月 同社 取締役就任 平成17年 1月 財団法人電気通信共済会監事 平成19年 8月 当社取締役(社外) (現任)	－株
監査役 (兼職等該当なし)	小松澤 仁 (昭和18年2月23日生)	昭和41年 4月 中小企業金融公庫 入庫 昭和48年 2月 日本マイクロモーター株式会社 事業管財人代理 平成 5年 6月 三松堂印刷株式会社 総務・経理担当顧問 平成 7年 4月 秋田木材産業株式会社 代表取締役会長 平成 9年12月 株式会社同朋舎 代表取締役社長 平成16年 4月 ユーリーグ株式会社 監査役 平成19年 7月 いきいき世代の会プランニング株式会社 (現いきいき世代株式会社) 監査役(社外) (現任)	－株

- (注) 1. 朱雀井亮、島田智之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 小松澤仁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 社外取締役は、当社または当社の利害関係事業者の業務執行者の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。
 4. 監査役小松澤仁は、財務・会計・税務に関する業務に長年従事し、相当程度の知見を有しております。

② 社外役員に関する状況

《 他の会社との兼任状況及び当社との当該他の会社との関係 》

該当事項はありません。

《 他の会社の社外役員の兼任状況 》

該当事項はありません。

《 当事業年度における主な活動状況 》

氏名	取締役会(全31回開催)		取締役会における発言その他の活動状況
	出席回数	出席率	
朱雀井 亮	30回出席	96.8%	主に、税務・財務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
島田 智之	31回出席	100.0%	主に、保険業務における内部管理や保険募集上のリスク管理等の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
小松澤 仁	31回出席	100.0%	法務・財務面の専門的見地から取締役会における適正な統治や監視・監督および内部統制・内部監査について、適宜必要な発言を行っております。

《 責任限定契約の内容の概要 》

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(7) 従業員の状況

〔平成 21 年 3 月 31 日現在〕

従業員区分	従業員数			当期末現在		
	平成 19 年度	平成 20 年度 (当期末)	増 減	平均 年齢	平均 勤続年数	平均 給与月額
内勤職員 (内、嘱託・パートタイマー等)	24 名 (15 名)	25 名 (11 名)	1 名 (△4 名)	45.6 歳 (50.4 歳)	1.0 年 (1.2 年)	272 千円 (154 千円)
営業職員	—	—	—	—	—	—
合 計	24 名	25 名	1 名	45.6 歳	1.0 年	272 千円

- (注) 1. 従業員数は、各事業年度末における人員数（嘱託、パートタイマー、受入出向者を含む）を示し、（ ）内に、嘱託・パートタイマー及び受入出向者の人員数を内数で記載しております。
2. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、平成 21 年 3 月 31 日時点における全従業員の平均を示し、（ ）内に、嘱託・パートタイマー及び受入出向者の平均を内数で記載しております。
3. 平均給与月額は、基準外給与を含んでおりません。

(8) 会計監査人の状況

会計監査人を設置していないため、該当事項はありません。

(9) 主要な親会社及び子会社の概況

該当事項はありません。

(10) 設備投資等の状況

当会計年度に実施しました設備投資の総額は、21,999 千円であり、その主なものは、事務所拡張・改装にともなう建物附属設備（8,183 千円）であります。その他、ソフトウェアの一部改修や維持更新のための什器備品等の買換え等であり、重要な固定資産の売却等も含め特記すべきものではありません。

(11) 資金調達等の状況

該当事項はありません。



2. 主要な業務の内容について

(1) 保険のしくみと流れ

少額短期保険の概要としくみ

少額短期保険とは、平成 18 年 4 月に改正された保険業法で新たに誕生した保険の形態のしくみです。当社では、主に以下のようなしくみを基準として、保険引受ならびに運営を行っています。

《 保険引受時の制限について 》

- ① 保険期間が 1 年間
(一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険については 2 年間)
- ② 第三分野の医療保険の保険金額が 80 万円以下
(ただし、経過措置期間中は 240 万円<【保険業法附則第 16 号】適用時>)
- ③ 上記②の経過措置適用により、保険金額が 80 万円を超える部分について再保険を付保
- ④ 1 被保険者について引受けるすべての保険の保険金額の合計額は 1000 万円まで
- ⑤ 1 保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は 100 名が上限

《 セーフティーネットについて 》

当社は少額短期保険業者のため、保険契約者保護機構には加入していません。
(同機構の行う資金援助等の措置はありません。)

《 生命保険料控除について 》

保険契約者が負担する保険料は、所得控除(生命保険料控除)の対象とはなりません。

《 監督官庁について 》

少額短期保険業者は、少額短期保険業を営むに際し、内閣総理大臣の登録を必要とし、保険業法の規制のもとで運営されています。また、保険契約者等の保護を図る観点から監督官庁である金融庁およびその委任を受けた財務局により、法令等を遵守した健全な業務運営を遂行するために、適時指導・検査・監督を受けております。

ご契約の流れ

お客様に申込書をお送りいただいてから、保険契約が成立し、保険証券をお届けするまでの主な流れは以下の通りです。

1 保険契約申込書を受付させていただきます

- ☞ 申込書受付締切日は毎月15日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。
- ☞ 申込書に不備があった場合には、いったんお戻しさせていただくこともあります。

2 お申込に関するすべての書類が完備したら、『保険契約申込承諾のご案内』をお送りします

- ☞ 告知内容により特別条件特則付きでの加入となる場合には、『保険契約申込承諾のご案内』の前に、『特別条件特則のご案内』をお送りいたします。その場合、同封の同意書をお客様からご返送いただく必要があり、その受付が15日までにできなかったときには、責任開始日は翌々月以降になります。
- ☞ 告知内容によりお引受けできない場合には、別途、書面にてお知らせいたします。

3 申込書受付締切日（毎月15日）の翌月1日 責任開始（保障開始）日

- ☞ この日からお客様の保障が開始します。

4 責任開始（保障開始）した月の20日ごろ 『保険料の口座振替のご案内』をお送りします

- ☞ 保険料引落日や、金額、引落口座についてのお知らせです。

5 責任開始（保障開始）した月の27日 初回保険料の口座振替日

- ☞ 月払の場合は、以後、毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に保険料をお引き落としさせていただきます。

6 責任開始（保障開始）した月の翌月下旬 『保険証券』をお送りします

- ☞ 初回保険料のお振替ができなかった場合には、『保険証券』はお届けできません。

また、ご契約時にご注意いただきたいこと、お願いしたいことは、以下の通りです。

■ 申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください

- ・申込書は、必ず保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入ください。また、記入後は、内容をご確認のうえ、署名または記名・捺印をお願いします。
- ・告知書は、被保険者の健康状態や病歴などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身が正確にご記入くださるようお願いいたします。

■ 保険証券、申込書・告知書の内容をご確認ください

- ・保険契約が成立しますと、保険契約者に『保険証券』と『保険契約申込書および健康状態の告知書』の写しをお届けいたします。
- ・保険契約者および被保険者は、お申し込みの内容に相違がないか、告知された内容が間違っていないかをご確認ください。万一相違していたり、疑問な点がありましたら、すぐに会社までご連絡ください。

■ 保険証券、ご印鑑、普通保険約款は大切に保管してください

- ・保険契約申込書に捺印されたご印鑑や保険証券は、将来のお手続きにも必要となりますので、大切に保管してください。
- ・普通保険約款には保険契約の内容が詳細に記載されていますので、ご一読のうえ大切に保管してください。

■ お申し込みを撤回することができます

- ・保険契約の内容に納得がいかない場合、保険契約の申込日から責任開始日の前日までに、書面により保険契約のお申し込みを撤回することができます。

■ コース変更、払込方法の変更は、更新時以外にはできません

- ・コースの変更は、給付金額が増額する場合も減額する場合も、更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日の1ヶ月前までに所定の用紙でお申し込みください。
- ・給付金額が増額するコースへの変更に際しては、再度、健康状態の告知書をご提出いただきますので、告知内容によっては変更できない場合もあります。
- ・80歳以後は、給付金額が増額するコースへの変更はできません。

■ ご契約中の保険契約を解約すると、不利益になることがあります

- ・現在ご契約の保険契約を解約し、その後新たに保険契約をお申し込みいただいた場合、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあります。
- ・現在ご契約の保険期間中に給付金の支払額が法令に定められた少額短期保険業者の支払限度額に達した場合、その契約を解約すると、解約した保険契約の保険期間が満了するまで、再度、本商品に加入することはできません。

■ 保険料は、口座振替にてお支払い込みください

- ・第1回保険料および第2回以後の保険料は、保険契約者が指定した金融機関からの口座振替で会社にお支払い込みいただきます。

■ 1年間の保険料は、責任開始日の満年齢に応じて決まります

- ・新規にご加入いただく場合、保険料は、責任開始日の満年齢に応じた額となります。申込日から責任開始日までの間に年齢が変わる場合はご注意ください。
- ・更新される場合の保険料は、更新日ごとに、その時点の満年齢に応じた額となります。
- ・保険料は、5歳刻みで変更になります。

正しく告知をしていただくために

1

『健康状態（被保険者）の告知書』は、必ず、被保険者ご本人様

（保障の対象となる方ご自身）がご記入ください

- ・たとえば、ご契約者をご主人様、被保険者（保障の対象となる方）が奥様の場合、告知書は奥様ご自身がご記入ください。
- ・被保険者ご本人様の記入でない場合には、給付金の支払いを受けられないことがありますのでご注意ください。

2

口頭で伝えるだけでは、告知していただいたことにはなりません

- ・当社の社員やオペレーターなどの担当者には告知受領権がありません。これらの者に口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入のうえ、ご提出ください。

3

傷病歴がある方でもご加入いただける場合もあります

- ・医療保険『新しいいき世代』では、ご契約者間の公平性を保つため、所定の告知書に記載された内容に基づき、お客様のお身体の状態に応じたご加入（可否）の判断を行っております。その結果、ご加入いただけない場合がありますが、特別条件特則（特定疾病不担保）を付加することでご加入いただける場合があります。さらに、傷病の内容によっては、特別条件特則を付加することなくご加入いただける場合もあります。

《 告知が必要な主な例 》

- たいしたことはないが、やや血圧が高いため、念のため医師から薬をもらっている（投薬）
- 予防のため、高脂血症（コレステロール）の薬をもらっている（投薬）
- 血糖値が高く、医療機関にて食事療法や運動療法を受けている
- 白内障になり、検査だけではあるが、たまに医療機関に通院している
- 過去5年以内にポリープを切除した など

《 告知の必要がない主な例 》

- 10年前に胃潰瘍の手術をしたが、すでに完治しており、過去5年以内に治療歴はない
- 風邪をひいて市販の薬を飲んでいるが、病院には通っていない
- 疾病の治療ではなく、健康増進のために、市販のビタミン剤を飲んでいる
- 現在、虫歯の治療をしている
- 花粉症で通院している など

給付金お支払いまでの流れ

《 お支払いする給付金について 》

- 保険期間中に治療を目的とした入院をした場合、手術をした場合、先進医療を受けた場合にお支払いします。
- 原則として責任開始日以後に発病した病気を原因とする入院または責任開始日以後に生じた不慮の事故によるケガを原因とした入院と、同様の条件のもとでの手術および先進医療に限ります。
- お支払いの対象となる手術は、普通保険約款の別表<手術給付金の対象となる手術および給付倍率表>をご確認ください。
- 先進医療の種類等については、普通保険約款に別添する「先進医療一覧」をご覧ください。

《 給付金をお支払いできないことがある主な場合について 》

- 責任開始日前に生じた病気や不慮の事故を原因とする場合
- 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- 免責事項に該当した場合(保険契約者または被保険者の故意または重大な過失や被保険者の犯罪行為など<普通保険約款第4条>)

《 給付金のご請求手続きについて 》

お客様からの給付金のご請求から給付金のお支払いまでの主な流れは以下の通りです。

1 給付金の支払事由が発生

2 会社指定の窓口『給付金請求受付センター』へのご連絡

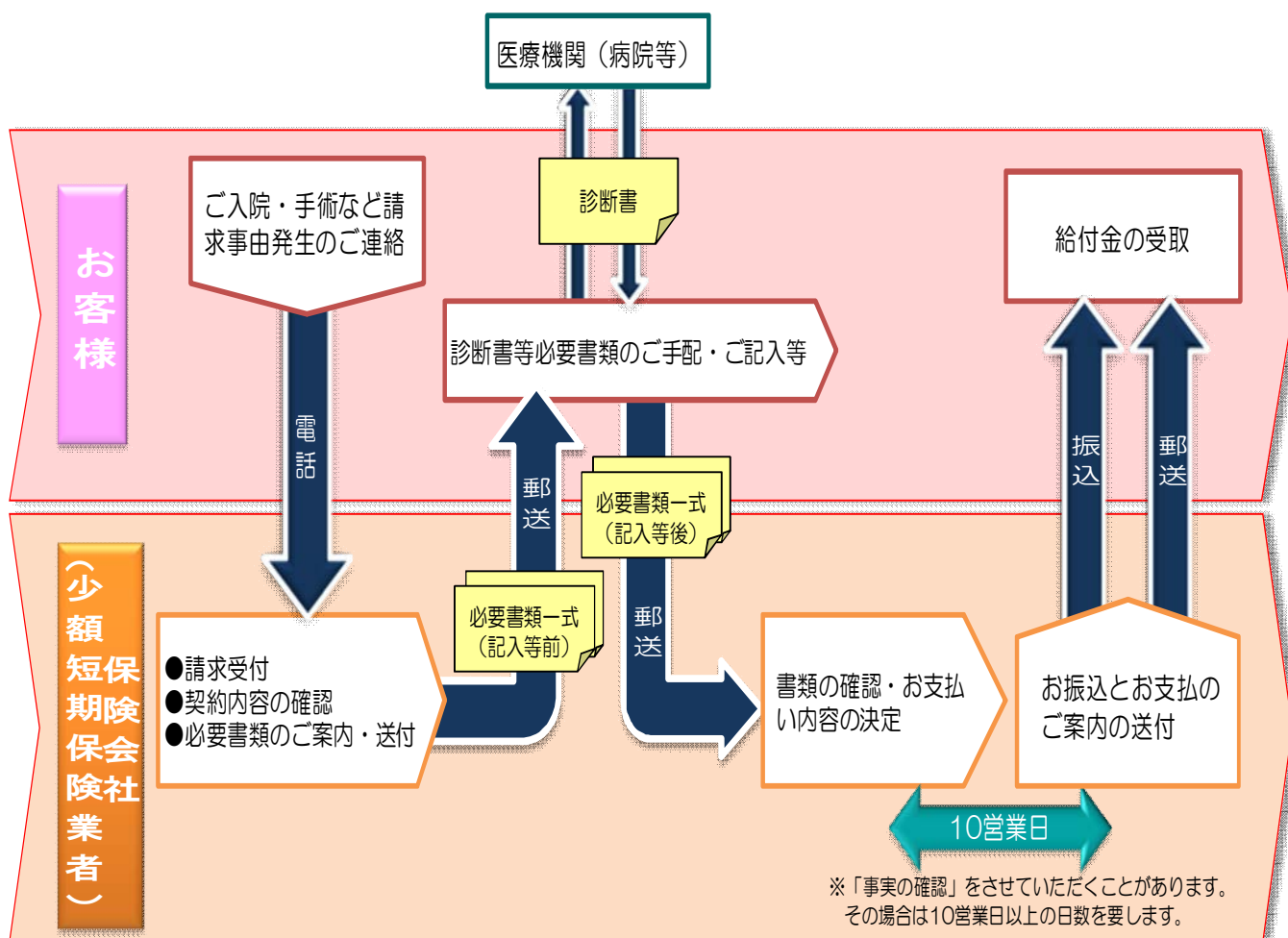
- ・ ご契約内容等をご確認させていただき、お手続きの方法をご案内し、ご請求に必要な書類をお送りします。

3 給付金請求に必要な書類の準備

- 給付金請求書や診断書等の必要書類を準備し、必要事項をすべて記載し、所定の宛先（給付金請求受付センター）にご提出いただきます。

4 給付金のお振込

- 必要書類を受領後、お支払いが決定しましたら、ご指定の口座へ給付金をお振込みします。また、給付金のお支払いに関するご案内を送付します。



■ **ご請求に必要な書類**

ご請求に必要な書類は、以下の通りです。

必要な書類	入院給付金	手術給付金	先進医療給付金
請求書（会社所定）	○	○	○
不慮の事故であることを証する書類 （不慮の事故を原因とする場合）	○	○	○
医師の診断書（会社所定）	○	○	○
先進医療に係る技術料を確認する書類	—	—	○
代理請求人として請求を行う場合（上記に追加）			
代理請求人の住民票		○	
代理請求人の戸籍謄（抄）本		○	
印鑑証明書		○	
被保険者または代理請求人の健康保険証の写し （ただし、代理請求人が被保険者の戸籍上の 配偶者である場合は不要）		○	

※ 会社は、上記書類の一部の省略を認めることがあります。また、給付金の支払のために上記の書類以外の提出を求めることがあります。

《 代理請求について 》

■ **給付金受取人である被保険者が、給付金のご請求ができない特別な事情（※）がある場合には、次のいずれかの方（代理請求人）が代わりにご請求できます。**

- ・ 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の配偶者
- ・ 上記の配偶者がいない場合には、被保険者と同居または生計を一にしている3親等内の親族

（※）「特別な事情」とは、病気やケガにより言葉を話すことができない状況や手が不自由で意思表示ができない状態のため、ご請求の手続きができない場合などが該当します。

■ **給付金を代理請求人に支払った場合、その後重複してその給付金のご請求をお受けしてもお支払いいたしません。**

《 被保険者が死亡した場合のご請求方法について 》

■ **給付金受取人である被保険者が死亡した場合で、まだ給付金のご請求手続きをされていない場合は、被保険者の法定相続人のうち、下記に定める1人の方が他の法定相続人を代表してご請求できます。**

- ・ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 上記の配偶者がいない場合には、法定相続人の協議により定められた方

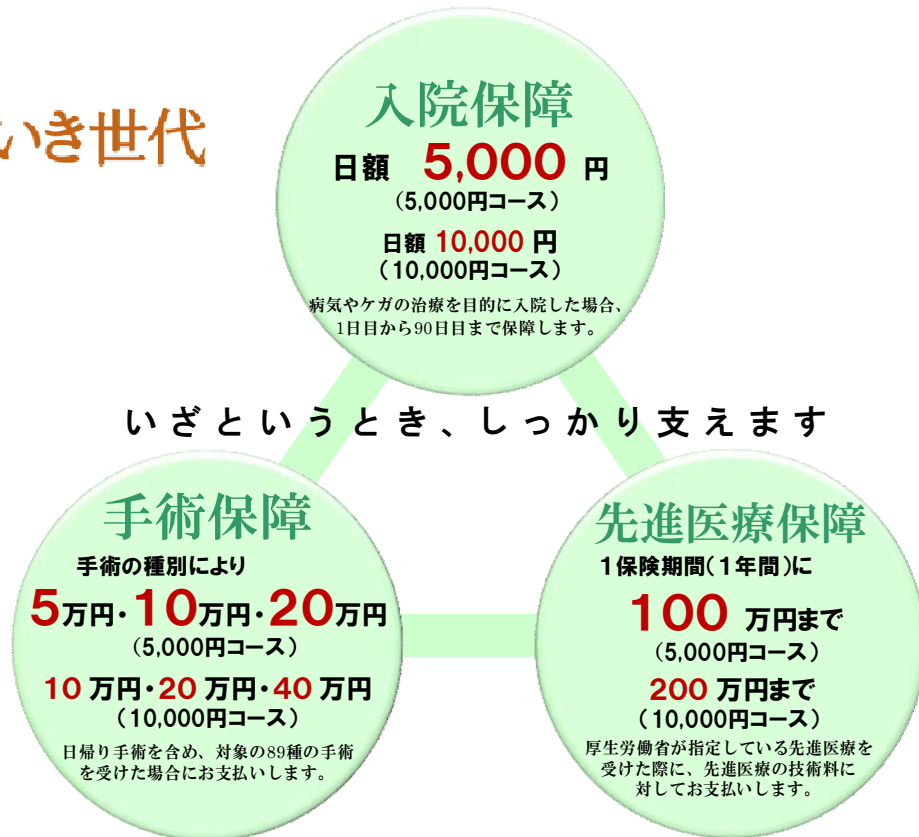
■ **給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してその給付金の請求をお受けしてもお支払いいたしません。**

(2) 取扱商品

当社では、以下の3つの保障がついた医療保険『新しいいき世代』を取り扱っております。

保障内容

新しいいき世代



■ 入院保障

病気やケガの治療を目的として入院した場合にお支払いします。

1回の入院で1日目から90日目まで、

5,000円コース： 日額5,000円

10,000円コース： 日額10,000円

■ 手術保障

対象となる89種類の手術を受けた場合にお支払いします。

手術の種類により、

5,000円コース： 5万円、10万円、20万円

10,000円コース： 10万円、20万円、40万円

■ 先進医療保障

厚生労働省が指定している先進医療の技術料に対してお支払いします。

1保険期間(1年間)に、

5,000円コース： 100万円まで

10,000円コース： 200万円まで

主な特長

- 1 20歳から79歳までお申し込みいただけます。
- 2 保険期間は1年間。1年ごとに89歳まで更新でき、90歳まで保障が続きます。
- 3 病気、ケガによる入院を保障します。
- 4 1回の入院について1日目から90日目まで保障します。
- 5 日帰り入院、日帰り手術も保障します。
- 6 病気、ケガによる所定の手術を保障します。
- 7 厚生労働大臣が定める先進医療を保障します。
- 8 給付金額別に、5,000円コースと10,000円コースがあります。
- 9 責任開始日以後、入院・手術・先進医療の3つの保障が同時に開始します。
- 10 傷病歴などがある方へのお引受け対応〔特別条件特則〕（※1）を行っています。

（※1）当社は、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態（給付金のお支払いが発生するリスク）に応じて、お申込へのお引受け対応を行っています。被保険者の健康状態などによっては、お引受けできないことがあります。特定の病気またはこれと医学上重要な関係があると認められる病気に対しての給付を行わない「特別条件特則」を付けてお引受けできることがあります。また、傷病内容によっては、本特則を付けるまでもなくお引受けできることもあります。

(3) 取扱サービス

各種サービス

当社では、保障だけでなく、日々の健康や医療に関する相談をお応えする、以下の6つのサービスを提供し、お客様の日々の活動をご支援しております。

1

24時間無料電話健康相談サービス

日野原重明先生が特別顧問を務めるティーペック株式会社と提携するこのサービスは、医師、看護師など多数の専門家も電話をお受けし、病状や体調についての相談、不意のケガへの対応、育児や介護のご相談など、幅広く、24時間いつでもお応えします。

- からだの症状についての相談
- 治療に関する相談
- 母子保健・育児に関する相談
- 家庭看護・介護に関する相談
- ストレス・メンタルヘルスに関する相談
- 健康保持・増進に関する相談
- 医療機関情報の提供



2

セカンドオピニオンサービス

被保険者の方がすでに受けている診断や治療法について、別の医師の意見を電話あるいは面談で聞くことができるサービスで、必要に応じて最適な専門医のご紹介も行います。24時間無料電話健康相談サービスと同じくティーペック株式会社と提携しています。

3

こころのサポートサービス

がんなどの病気と診断された場合、また、過度のストレスなどでこころのケアが必要とされるような場合に、ご加入者の方に対して、ショックを和らげ今後の治療等に立ち向かうためのメンタルケアを行い、精神面からサポートしていくサービスです。電話によるカウンセリングに加え、全国200ヶ所以上の提携カウンセリングルームでの面談によるカウンセリングを受けることができます。

※ 面談は、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門の有資格者が対応し、必要に応じて専門医療機関のご紹介も行います。

4

“聖路加” 1日人間ドック優先予約サービス

日本の人間ドック創始者の一人、日野原重明先生が理事長を務める聖路加国際病院の附属クリニック・予防医療センターで行っている1日人間ドックを、特別料金で優先的にご予約いただくことができます。

5

一律5,000円の診断書作成費用サービス

給付金のご請求には診断書を添えていただきますが、診断書の取得にかかる費用の負担を軽くし、給付金を確実にご請求いただくために、給付金とは別に一律5,000円を診断書作成費用として提供します。

6

いきいき無料保険相談

電話または当社内での面談で、保険に関するご相談を無料でお受けしています。



(4) 再保険の状況

当社では、法令に基づき、保険金額の上限が3倍となる少額短期保険業者に関する経過措置を適用しております。また、当該規定を適用するため、内閣府令で定めるところにより、当該上限額を超える金額相当額を再保険金額とする再保険を付保することとし、再保険会社と再保険契約を締結しております。

再保険会社の選定にあたっては、「再保険規程」に基づき、再保険会社の財務格付けや財務状況などを勘案し、リスク管理委員会および取締役会にて決定しております。

再保険会社の財務格付けは、以下の通りです。

[平成21年3月31日現在]

再保険会社	財務格付け		備考
	スタンダード &プアーズ社	AM ベスト社	
ザ・ソサイエティ・オブ・ロイズ	A+	A	
エイチディーアイ - ゲーリング・インドゥストリー・フェアジツヒヤルング・アクツイーエンゲゼルシャフト	A+	A	
スイス・ラインシュアランス・カンパニー・リミテッド	A+	A	
アリアンツ火災海上保険株式会社	AA	A+	なお、左記は持株会社（アリアンツエスイー）の格付けを示しております。

(注) 1. AMベスト社（本社：米国ニュージャージー州）は、米国の保険会社専門信用格付機関で、同国では一般消費者を含め、生・損保の購入に際して保険会社を選別する標準指標となっております。

2. なお、平成21年4月1日以降は、アリアンツ火災海上保険株式会社、トーア再保険株式会社、エイチディーアイ - ゲーリング・インドゥストリー・フェアジツヒヤルング・アクツイーエンゲゼルシャフト、スイス・ラインシュアランス・カンパニー・リミテッドの4社と再保険契約を締結し運営しております。

(5) 保険の募集方法について

当社では、いきいき株式会社が発行する雑誌『いきいき』への広告掲載をはじめ、各種雑誌への同梱、DM、インターネットにおける広告・リンク先の掲載など、通信販売方式による保険募集を行っております。また、ホームページやコールセンターを経由した資料請求に基づくダイレクトマーケティングを実施し、コミュニケーションを重視した活動を行っております。したがって、現状では、対面販売を前提とした営業職員や代理店を介した募集は行っておりません。



保険募集を行うにあたっては、以下の点に留意しております。

- ① 広告やお客様へ提供する募集文書の内容および表現について、事前にコンプライアンス担当部署の審査を受け、適切な管理のもとで、適正な告知、説明を行っています。
- ② 主な募集窓口であるコールセンターにおいては、電話対応のマニュアルを整備し、常時チェックする管理体制および定期的に研修・教育プログラムを実施しています。
- ③ コールセンターのオペレーターのみにかかわらず、業務に関わる全職員に少額短期保険募集人の資格取得および登録を義務付けています。また、新規採用者へは資格取得のための研修を行い、資格取得・登録後に業務に従事させることを徹底しています。



当社の勧誘方針は、以下の通りです。

「新しいいき世代」の販売にあたって

勧誘方針

1. 法令を遵守し、社会全体のルールを踏まえ、適正な販売活動を行います。
2. お客様からのご意見、ご要望をお聞きし、商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
3. お客様からのお申し込みを誘導するのではなく、あくまでもお客様にとって最適と思われる選択をお考えいただけるようご案内します。
4. お申し込みに際しては、お客様から漏れなく正しい告知をいただくことができるようご案内します。
5. お客様の個人情報については、法令や社内規程に則り、業務の遂行に必要な範囲内での使用に限定し、厳重に管理します。

いきいき世代株式会社



(6) 給付金のお支払いについて

給付金のお支払いは最も重要な業務の1つであり、給付金のお支払業務に係る業務体制の整備や組織強化に日々努めています。

① 「給付金請求受付センター」の運営

保険期間中に治療を目的とした入院をした場合、手術を受けた場合、先進医療を受けた場合に、迅速に給付金をお支払いすべく、専用窓口として「給付金請求受付センター」を設け、サービスの向上に努めています。丁寧でわかりやすい請求方法のご案内を常に心がけ、お客様からの信頼を得ています。

② 支払査定および事実確認の体制

給付金の支払可否の判断にあたり、立証責任が当社にあるか請求者側にあるかにかかわらず、事実関係の調査・確認を十分に行う体制をとっています。

高度な法的判断または医的判断を要するものについては、担当者のみで判断せずに、顧問弁護士等の意見を聞く体制を整えています。

③ 給付金未請求者への請求意思確認の実施

医療保険『新しいき世代』は特約のついていないシンプルな保険であり、給付金支払漏れなどの不払い問題が起こるリスクがもともと少ない商品です。さらに、当社では、給付金請求のお申し出があったにも関わらず請求を行っていないご契約者様には連絡をとり、請求意思の確認を行うという、不払い問題対応の一步先をいく対応を実施しています。

④ 給付金をお支払いできない場合の対応

責任開始日前に生じた病気や手術給付金の対象外の手術等により、給付金をお支払いできない場合があります。その場合には、担当者より電話で直接説明させていただいています。

⑤ 診断書作成費用サービス

短期間のご入院等でも給付金を請求していただきやすくするために、給付金とは別に、一律5,000円を診断書作成費用としてさしあげています。

⑥ 給付金アンケートによるお客様の声の収集

給付金の支払い時には、給付金の請求手続きやスピードについて、また、他の保険に加入している方については他社の状況等についてもお聞きするアンケートをお客様へ送付しています。お客様よりいただいた声は、毎週の定例会議にて職員全員で共有し、業務改善に活かしています。また、その結果を定例的に取締役会等へ報告・協議し、全社的に取り組んでいます。

3. 主要な業務の状況について

(1) 直近の事業年度（平成 20 年度）における業務の概況【経過および成果】

当事業年度における日本国内経済は、前半が原油価格や商品市況の高騰から物価が上昇、後半は米国のサブプライムローンに端を発した世界的な金融危機の深刻化と世界経済の減速および急激な株式市場の下落や円高の進行の影響等により、個人消費や設備投資の低迷、雇用情勢も極めて厳しい状況で推移し、企業の景況感は著しく悪化、企業収益は大幅に減少し、経営環境は一層厳しい状況となりました。さらに、欧米諸国の景気後退に加え、新興国の景気減速などもあり、世界同時不況の様相を一段と深めました。

そのような厳しい経済状況のなかで、保険業界でも生命保険会社を中心として大幅な減収減益を強いられ、リスク管理を中心とするより一層の厳しい経営を求められております。また、大手保険会社の経営破綻や買収、大手損害保険会社を中心とする経営統合や業務提携など、業界の再編が加速してきております。また一方では、保険法の改正や特約等を排除したシンプルな保険商品への移行、来店型店舗やインターネット通販等による販売方法・チャネルの多様化など、消費者の立場に立った法的整備や多様化したサービス提供への動きも進展しております。

このような情勢のなかで、根拠法のない共済の規制強化として保険業法改正に基づき移行を進めていた特定保険業者 420 のほぼすべての事業者が移行を終え、うち 375 事業者が契約の保障を継続する形態で完了したようです。少額短期保険業者においては、当事業年度末（平成 21 年 3 月末）におきましては、65 社の登録が完了し、前事業年度末に比べ 30 社強の新規事業体が誕生しております。

当社は、このような経営環境の厳しいなかで、当事業年度においては堅実で手堅い経営を行い、着実に保有契約を伸ばすとともに、将来の保険金の支払に備えた責任準備金を十分に積み増すことができました。また、業務の外部委託形態の整備や効率化等による徹底的な費用削減などにも注力し、大幅なコストダウンを図ることができました。

また、平成 19 年 11 月 22 日に関東財務局長（少額短期保険業者）第 8 号として登録を完了し、平成 19 年 12 月 10 日に本格的な事業をスタートして以来、共済会から少額短期保険業者としての運営への移行ならびに既存共済契約から医療保険『新しいいき世代』への契約切替えにご契約者様へ十分な説明を行い、ご理解をいただくことに注力してまいりました。その結果、平成 20 年 3 月更新の契約から順次契約切替えの手続きを万全の体制で継続し、当初から切替率 90%超を維持しつつ、最終の契約切替えが終了した平成 21 年 2 月まで、平均切替率 92%超で円滑に完了させることができました。また、新商品の新規募集も着実に契約を伸ばし、ご契約者の皆様からの信頼を引き続き得ているものと認識しております。さらに、その信頼を確固たるものとするため、引き続き取締役会を中心とした経営管理態勢（ガバナンス）の強化、コンプライアンスや内部監査体制の整備、その他、契約者保護を強化するた

めの運営システムの機能強化・整備など、契約者保護の基盤となるインフラ構築をさらに整備し、経営資源の投入、最適配分を実施してまいりました。

さらに、少額短期保険業界の発展に寄与するため、当社としても同業界における協会の理事を務めたり、各種委員会への参加等、幅広く活動・参画し、支援してまいりました。

以上の状況の結果、当事業年度の経常収益は、収入保険料 1,116,752 千円（正味収入保険料 368,051 千円）、再保険関連収入 604,802 千円、資産運用収益等その他 277,700 千円により、1,999,256 千円となりました。一方、経常費用は、支払保険金 221,145 千円（正味支払保険金 73,172 千円）、解約返戻金 1,860 千円、再保険料 748,086 千円、事業費 718,739 千円、支払備金および責任準備金繰入額 316,679 千円となったことなどから、当事業年度の経常利益は△7,260 千円、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額等を計上した結果、11,916 千円の当期純利益、1 株当たり当期純利益は 16,550 円 80 銭となりました。

〔事業成績〕

新契約件数は、共済契約からの切替えおよび更新を含め 26,958 件となり、保有契約件数は、26,629 件、保有契約年換算保険料は、前年度比 875%増の 1,430,222 千円となりました。

〔財政状態〕

当事業年度末の総資産は、責任準備金等の保険契約準備金の積み増しによる 316,679 千円の増加（責任準備金当期末残高 338,752 千円（※1）[総資産に対して 53.2%]）や共済事業譲受時の固定資産等代金未払分の当期支出によるその他負債の減少などにより、前事業年度末に比べ 286,500 千円増加して 636,777 千円となりました。

この結果、自己資本比率は 12.0%、1 株当たり純資産額は 106,169 円 12 銭となりました。

（※1）少額短期保険業者の責任準備金の積立のうち、普通責任準備金については、保険業法施行規則第 211 条の 46 第 1 項の規定（計算方法は金融庁告示第 16 号参照）により、未経過保険料（収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額）と収支残（当該事業年度における収入保険料の額から保険金、返戻金、支払備金および事業費を控除した金額）のうち、いずれか大きい金額を積み立てることになっております。当事業年度におきましては、未経過保険料（出再分控除後）84,016 千円、収支残 303,660 千円となったことから、収支残の金額を積み立て、その他の準備金を合算した結果、責任準備金残高は 338,752 千円となりました。また、その責任準備金を積み立てるため、繰入額（経常費用）314,516 千円を計上しました。

〔キャッシュ・フローの状況〕

当事業年度期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、272,289 千円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、共済事業の譲受けにともなう固定資産等の取得資金の支出などにより、128,902 千円の支出となりました。また、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、143,386 千円となりました。

これらの結果、当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ 143,386 千円増加し、150,215 千円となりました。

〔ソルベンシー・マージン比率の状況〕

保険金等の支払能力の充実の状況を示すソルベンシー・マージン比率は、保有契約の増加にともなうリスクの増加等により、前事業年度に比べて 4016.1 ポイント低下したものの 1111.2%と引き続き高い水準を維持しております。

【財産及び損益の状況の推移】

区 分	平成 19 年度 (前期)	平成 20 年度 (当期)	増減率 (%)
年度末契約数 (医療保険)	3,037 件	26,629 件	776.8%
年換算保険料 (医療保険)	163,373 千円	1,430,222 千円	775.4%
収入保険料 (医療保険)	74,881 千円	1,116,752 千円	1391.4%
正味収入保険料 (医療保険)	24,674 千円	368,051 千円	1391.6%
利息及び配当金収入	22 千円	143 千円	553.4%
経常利益	43,421 千円	△7,260 千円	△116.7%
契約者配当準備金繰入額	－ 千円	－ 千円	－ %
当期純利益	24,356 千円	11,916 千円	△51.1%
総資産	350,277 千円	636,777 千円	81.8%
純資産	60,356 千円	76,441 千円	26.6%
1 株当たり当期純利益	44,773 円 73 銭	16,550 円 80 銭	△63.0%
1 株当たり純資産額	83,829 円 04 銭	106,169 円 12 銭	26.6%

(2) 翌事業年度における見通しと取り組み【対処すべき課題】

当社は、雑誌「いきいき」から生まれた医療共済としてスタートし、シンプルで手ごろをモットーに、加入者を着実に伸ばしてまいりましたが、同雑誌の発行会社であるユーリーグ株式会社が平成21年3月30日付で、東京地方裁判所において民事再生手続き申立ての申請を行い受理されました。この件につきまして、ご契約者の皆様をはじめ多くの方々に多大なご心配をおかけしましたが、当社は少額短期保険業者として事業を運営して以来、同社とは別法人として独立した運営を行っており、財務上の特段の影響はなく、また、同社との人的関係を含む重要取引もありません。監督官庁である金融庁およびその委任を受けた財務局からの監理・監督を適時受け、行政の指導・指示のもとで適切かつ公正な運営を図っております。契約者保護に基づく保険業法および行政による指導のもとで、「いきいき」の読者を中心とした仲間と支え合う共済の理念を継承し、今後も安心・安全のこころをお伝えし、質の高いサービスをお届けしてまいります。

また、今後も企業を取り巻く環境は、世界経済の悪化が継続するなか、各国政府による景気対策が実施され、株式市場の底打ち感など、景気回復に向けた好材料は見られるものの依然として予断を許さない先行き不透明な状況が続くものと想定されます。

翌事業年度におきましては、引き続き雑誌「いきいき」を中心とした販促活動に加え、同じ理念をもつシニアマーケットや一般市場へとマーケットの輪を拡張し、早期に新規契約4万件、収入保険料20億円をめざしてまいります。そのため、パンフレット等の各種雑誌への同梱やDM、インターネットにおける広告やリンク先の掲載、加入者の声を集めた小冊子の制作、など幅広く活動を推進してまいります。



また、加入者の方々の声が多かった少額の死亡保障等の新商品発売に向けて、商品開発や新たなチャネルの開拓に取り組んでまいります。



一方、コールセンターや「いきいき世代通信」等の情報誌、ホームページ等を通じたサービスの質的向上を図り、お客様とのコミュニケーションをより一層深め、顧客満足度を高めてまいりますとともに、財務体質の基盤を一層強固にしつつ、コンプライアンス、内部監査を中心とした内部統制、ガバナンス態勢を一層強化し、適切な募集・引受・支払の徹底などを実践することで幅広くお客様への安心感を提供してまいります。



(3) 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (当期)
経常収益	—	356,068 千円	1,999,256 千円
経常利益	—	43,421 千円	△7,260 千円
当期純利益	—	24,356 千円	11,916 千円
資本金の額	—	36,000 千円	36,000 千円
(発行済株式の総数)	—	720 株	720 株
純資産額	—	60,356 千円	76,441 千円
総資産額	—	350,277 千円	636,777 千円
責任準備金残高	—	24,236 千円	338,752 千円
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	—	5127.3 %	1111.2 %
配当性向	—	—	—
従業員数	—	24 名	25 名
正味収入保険料の額	—	24,674 千円	368,051 千円

(注) 1. 経常収益は、当事業年度より保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、再保険に関わる収支を区分し、再保険関連収入を合算した金額で表示しております。

2. 従業員数は、各年度末における人員数（嘱託、パートタイマー、受入出向者含む）を示し、役員（使用人兼務役員、非常勤役員を含む）は含めておりません。

3. 正味収入保険料の内訳は、以下の通りであります。

(単位：千円)

項 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保険料	—	74,881	1,116,752
再保険戻戻金	—	81	1,246
解約戻戻金等	—	121	1,860
再保険料	—	50,166	748,086
差引	—	24,674	368,051

4. 当社の営業開始日は、平成 19 年 11 月 22 日であります。

(4) 直近の2事業年度における業務の状況

当社は、前事業年度（平成19年度）より事業を開始しており、主要な業務の状況は以下の通りです。

① 主要な業務の状況を示す指標等

[A] 正味収入保険料（※1）

種 目	平成19年度		平成20年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	24,674 千円	100.0%	368,051 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	24,674 千円	100.0%	368,051 千円	100.0%

（※1）正味収入保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等および当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味収入保険料} = \text{保険料} + \text{再保険返戻金} - \text{再保険料} - \text{解約返戻金等}$$

[B] 元受正味保険料（※2）

種 目	平成19年度		平成20年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	74,760 千円	100.0%	1,114,891 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	74,760 千円	100.0%	1,114,891 千円	100.0%

（※2）元受正味保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受正味保険料} = \text{保険料} - \text{解約返戻金等}$$

[C] 支払再保険料（※3）

種 目	平成19年度		平成20年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	50,085 千円	100.0%	746,840 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	50,085 千円	100.0%	746,840 千円	100.0%

（※3）支払再保険料とは、再保険料から、再保険返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{支払再保険料} = \text{再保険料} - \text{再保険返戻金}$$

[D] 保険引受利益 (※4)

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	△41,389 千円	100.0%	△79,741 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	△41,389 千円	100.0%	△79,741 千円	100.0%

(※4) 保険引受利益とは、保険料等収入から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、保険引受に係る事業費を控除し、その他収支（保険引受に係るもの）を加味したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{保険引受利益} = \text{保険料等収入} - (\text{保険金等支払金} + \text{責任準備金等繰入額} + \text{保険引受に係る事業費}) + \text{その他収支（保険引受に係るもの）}$$

[E] 正味支払保険金 (※5)

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	16 千円	100.0%	73,172 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	16 千円	100.0%	73,172 千円	100.0%

(※5) 正味支払保険金とは、元受契約の保険金等から、当社を契約者とする再保険契約により当社が回収した再保険金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味支払保険金} = \text{保険金等} - \text{回収再保険金}$$

[F] 元受正味支払保険金 (※6)

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	50 千円	100.0%	221,145 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	50 千円	100.0%	221,145 千円	100.0%

(※6) 元受正味支払保険金とは、当社元受における保険金等から、元受契約に係る求償等により回収した金額を控除したものを示しています。

[G] 回収再保険金

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	33 千円	100.0%	147,972 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	33 千円	100.0%	147,972 千円	100.0%

② 保険契約に関する指標等

[A] 契約者配当金

該当事項はございません。

[B] 正味損害率（※1）、正味事業費率（※2）及びその正味合算率<コンバインド・レシオ>（※3）

前事業年度は、初年度における運営準備費用等の特殊要因が含まれているため、事業費は収入保険料を上回る支出となっております。

種 目	平成 19 年度			平成 20 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
医療保険	0.07%	167.9%	168.0%	19.9%	15.8%	35.7%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
【合計】	0.07%	167.9%	168.0%	19.9%	15.8%	35.7%

（※1）正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味損害率} = \text{正味支払保険金} \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（※2）正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味事業費率} = (\text{保険引受に係る事業費} - \text{再保険手数料}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（※3）正味合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味合算率} = \text{正味損害率} + \text{正味事業費率}$$

[C] 出再控除前の発生損害率（※4）、元受事業費率（※5）

及びその元受合算率<コンバインド・レシオ>（※6）

種 目	平成 19 年度			平成 20 年度		
	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
医療保険	8.9%	535.2%	544.1%	24.5%	55.8%	80.2%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
【合計】	8.9%	535.2%	544.1%	24.5%	55.8%	80.2%

（※4）発生損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{発生損害率} = \text{出再控除前の発生支払保険金（※7）}$$

$$\div \text{出再控除前の既経過保険料（※8）} \times 100$$

(※5) 元受事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受事業費率} = \text{保険引受に係る事業費} \div \text{出再控除前の既経過保険料} \times 100$$

(※6) 元受合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受合算率} = \text{発生損害率} + \text{元受事業費率}$$

(※7) 出再控除前の発生支払保険金とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{出再控除前の発生支払保険金} = \text{保険金等} + \text{出再控除前の支払備金積増額}$$

(※8) 出再控除前の既経過保険料とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{出再控除前の既経過保険料} = \text{保険料} - \text{出再控除前の未経過保険料積増額} \\ - \text{発生解約返戻金等}$$

[D] 再保険を引受けた主要な再保険会社（再保険会社の数）と再保険契約内容

再保険会社	再保険契約内容		
	種類（再保険金額）	平成 19 年度	平成 20 年度
		出再割合	出再割合
ザ・ソサイエティ・オブ・ロイズ	比例再保険（保険金額の 67%）	50.0%	50.0%
エイチディーアイ - ケーリング・インドゥ ストーリー・フェアシツヒャルンク・アクツイ ーエンゲゼルシャフト	比例再保険（保険金額の 67%）	25.0%	25.0%
スイス・リインシュアランス・カン パニー・リミテッド	比例再保険（保険金額の 67%）	12.5%	12.5%
アリアンツ火災海上保険株式会社	比例再保険（保険金額の 67%）	12.5%	12.5%
【再保険会社数：全 4 社】		100.0%	100.0%

[E] 再保険を引受けた主要な再保険会社の格付区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分（※9）	支払再保険料における割合	
	平成 19 年度	平成 20 年度
A- 以上	100.0%	100.0%
BBB 以上 A- 未満	—	—
その他（BBB 未満・格付なし）	—	—
【合計】	100.0%	100.0%

(※9) 格付区分は、スタンダード&プアーズ社（S&P社）の財務格付を使用し、S&P社の格付がない場合には「その他」に区分しております。なお、各再保険会社の財務格付は、いずれも各年度末現在の格付に基づいております。

[F] 未収再保険金

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	33 千円	100.0%	47,023 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	33 千円	100.0%	47,023 千円	100.0%

③ 経理に関する指標等

[A] 支払備金（※1）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	377 千円	100.0%	2,541 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	377 千円	100.0%	2,541 千円	100.0%

（※1）支払備金は、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しています。

[B] 責任準備金（※2）

種 目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療保険	24,236 千円	100.0%	338,752 千円	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
【合計】	24,236 千円	100.0%	338,752 千円	100.0%

（※2）責任準備金は、元受契約における普通責任準備金（入院責任準備金、危険保険料積増分含む）および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しています。

[C] 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません。

[D] 損害率の上昇に対する経常利益の変動の額

- イ. 上昇率 発生損害率（支払率）が1%上昇すると仮定
- ロ. 算出方法 経常利益の減少額＝発生損害額（支払額）の増加額（※3）
＝既経過保険料×1%（※4）
- （※3）異常危険準備金等の取り崩しは考慮いたしません。
（※4）既経過保険料は出再分を控除します。
- ハ. 経常利益の減少額 3,042千円

④ 資産運用に関する指標等

[A] 資産運用の概況

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金	6,828 千円	1.9%	150,215 千円	23.6%
金銭信託	—	—	—	—
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
【運用資産計】	6,828 千円	1.9%	150,215 千円	23.6%
総資産	350,277 千円	100.0%	636,777 千円	100.0%

[B] 利息及び配当金収入ならびに運用利回り（※1）

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
現預金	22 千円	0.08%	143 千円	0.11%
金銭信託	—	—	—	—
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
【運用資産計】	22 千円	0.08%	143 千円	0.11%

（※1）運用利回りは、収入金額を日平均運用額で除して算出しています。

[C] 保有有価証券の種類別の残高、構成比、利回りおよび残存期間別残高

該当事項はございません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

当事業年度（平成 20 年度）末における責任準備金残高の内訳は、以下の通りです。

種 目	普通責任準備金（※1）					小 計
	未経過保険料 (イ)	収支残 (ロ)	(イ)と(ロ)の うち大きい方	入院責任 準備金	危険保険 料積増	
医療保険	84,016 千円	303,660 千円	303,660 千円	14,517 千円	302 千円	318,480 千円
その他の保険	—	—	—	—	—	—
【合計】	84,016 千円	303,660 千円	303,66 千円	14,517 千円	302 千円	318,480 千円

種 目	異常危険準備金	契約者 配当準備金等	合 計
医療保険	20,271 千円	—	338,752 千円
その他の保険	—	—	—
【合計】	20,271 千円	—	338,752 千円

(※1) 普通責任準備金は、元受契約における未経過保険料・入院責任準備金・危険保険料積増分から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

また、普通責任準備金については、保険業法施行規則第 211 条の 46 第 1 項の規定（計算方法は金融庁告示第 16 号に基づく）により、未経過保険料（収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額）と収支残（当該事業年度における収入保険料の額から保険金、返戻金、支払備金および事業費を控除した金額）のうち、いずれか大きい金額を積み立てることになっております。当事業年度におきましては、未経過保険料（出再分控除後）84,016 千円、収支残 303,660 千円となったことから、収支残の金額を積み立て、その他の準備金を合算した結果、責任準備金残高は 338,752 千円となっております。また、その責任準備金を積み立てるため、繰入額（経常費用）314,516 千円を計上しております。

4. 会社の経営および運営について

(1) コーポレート・ガバナンスの状況について

当社では、経営の健全性、透明性、迅速性を維持するため、経営の監視・監督機能の充実および内部統制・内部監査機能を行う体制を確保することを重要な経営課題と位置付け、有効に機能するコーポレート・ガバナンス態勢を構築しています。

具体的には、以下のような機関を設け運営しています。

① 取締役および取締役会

取締役は兼務役員を含め5名であり、そのうち2名が社外取締役であります（平成21年7月1日現在）。常勤の取締役は各部門の業務執行を担い、また、非常勤の社外取締役は、保険業務におけるリスク管理・内部管理ならびに法務・財務面からの適正な助言・提言を行っており、内部統制を適切に機能させる活動を果たしています。

取締役会では、月2回以上の開催により、その取締役の職務の執行を監督する責務を負うとともに、適正な業務執行を決定する機関として機能しています。特に、月1回実施している定例報告取締役会では、各部門の担当責任者も同席し、業務の遂行状況をタイムリーに報告・共有化しております。

② 経営会議

全部門の部門長および主要セクションのグループ長から構成される経営会議は、週1回定期的に実施し、業務執行に関わる重要事項について、報告および審議を行っております。個別案件については、審議した結果をスピーディーに業務遂行に反映させ、その重要性や緊急性に応じて、取締役会や各委員会への上申（審議・報告）、また、プロジェクトチームへのフィードバックや新規プロジェクトの発足等、様々な視点からチェック・監視機能を確保すべく機動的な運営のしくみを構築しております。

③ リスク管理委員会

当委員会は、全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針および方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立し、リスク管理の徹底を図ることを目的として、定期的および緊急時においては随時開催しております。また、当委員会にて報告・審議された内容は、取締役会へ逐次報告され、適時、リスクの把握およびモニタリング機能を果たすよう努めております。

主な報告・審議事項は以下の通りです。

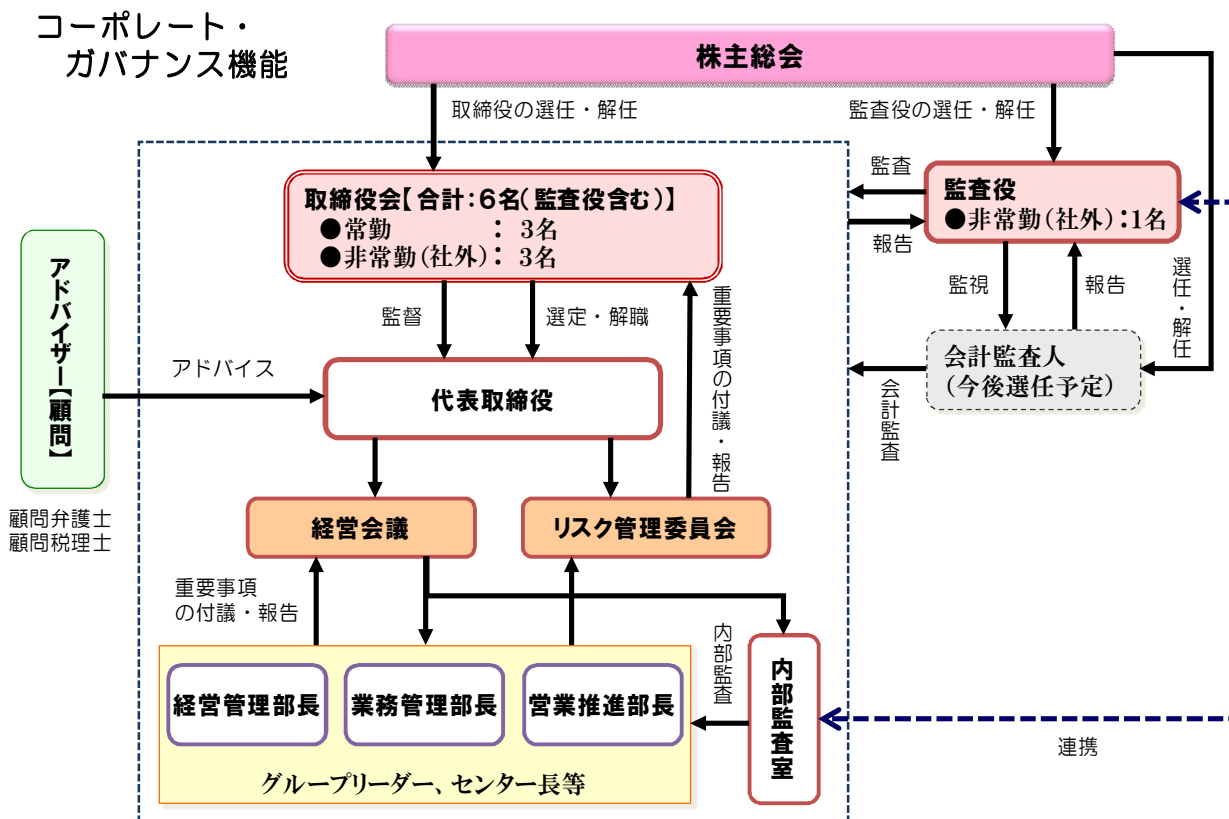
- ・リスク管理に関する基本方針の制定および改廃
- ・セキュリティー・ポリシーやコンティンジェンシープラン等のリスク管理に関する社規・社則等の制定および改廃
- ・リスク審査やリスクリミットの設定
- ・リスク管理状況の報告
- ・その他重要・緊急案件の検討、対応策の立案等

④ 監査役・内部監査室

監査役は、独立した機能として、取締役会への出席を通じて、取締役の職務執行状況をモニタリングし、妥当性・公正性を踏まえた健全な経営に寄与するとともに、業務および財産の状況を、法令および定款等に従い監査を実施しております。また、内部監査室では、監査役と連携をとりつつ、各部門における業務上の監査を実施し、募集状況、財務管理、引受・支払審査状況、情報管理等の内部統制上の機能状況を定期的にチェックしております。

⑤ その他社内ルール等

各種基準・規則等を定めた社内規程やマニュアル・ルールが整備されているため、職務権限に従った承認手続きが実施され、各業務が厳格および厳正に遂行されるべく機能しております。競業取引や利益相反取引等に対しても、各担当セクションによる牽制機能を充実させ、適正な意思決定が行われるよう運営しております。



(2) リスク管理の体制について

当社では、保険引受リスク、オペレーショナルリスク、資産運用・流動性リスク、個人情報漏えいリスク、法務リスク、雇用・労務リスク、風評リスク、信用リスク等の様々なリスクをコントロールし、

- I. 事前の予防（早期発見）
- II. 損失の評価・原因分析（正確かつタイムリーな状況把握と報告体制）
- III. 対応策の実施（迅速かつ的確な対応）

を実践するために、以下のような体制を構築しております。

① リスク管理委員会の設置

全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針およびその方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立するため、独立した組織として「リスク管理委員会」を設置しております。機動的な運営により、問題・原因の早期発見に努め、未然の事故防止などに心がけております。また、リスクの監視体制のもと、取締役会等への正確かつ的確な報告・協議を行っております。

② 危機管理体制の整備

当社の経営に多大な影響を及ぼす地震や火災、伝染病などの災害や個人情報漏えいなどの犯罪などの有事に対して、迅速かつタイムリーな対応および正常な業務活動の早期回復を図ることを目的とした「危機管理基本方針・規程」や「災害対策規程」を設け、有事の組織編成や管理・運営方針を定めております。また、保険引受リスクについては、再保険の付保を行い、格付けの高い再保険会社との契約を締結しております。オペレーショナルリスクについては、「事務リスク管理方針・管理規程」や「システムリスク管理方針・管理規程」などを設け、各リスクの発生防止や軽減を図っております。

③ コンティンジェンシープランの策定

有事の際の被害・損失の抑制および業務の継続を図るため、事前の対応策として「コンティンジェンシープラン」を策定しております。特に、情報システムの障害時対応、契約管理等の顧客対応、給付金支払い業務、資金・出納業務の継続対応など、災害や事故を想定したプランを策定し、その内容・結果は適時取締役会へ報告されております。

また、定期的な給付金支払いに関する支払率の把握と分析、財務データの実績把握と分析に基づく支払能力等のモニタリングなども、継続的に実施し、定例的に取締役会への報告ならびに将来リスクへの協議を行っております。

(3) 法令遵守（コンプライアンス）の体制について

当社では、コンプライアンスについて、法令等を厳格に遵守するのみでなく、原理原則（プリンシプルベース）でとらえた業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、お客様からの信用と満足度を高め、企業価値と透明性を高めることをめざしております。コンプライアンスに係る基本方針や遵守基準を策定するため、「法令等遵守規程」を制定し、全役職員への「コンプライアンス・マニュアル」の配布と周知徹底、「コンプライアンス・プログラム」の効果的実践を図り、経営層が先頭に立って全社的に啓蒙しております。特に、個人情報の取扱いには細心の注意を払い、コールセンターを中心とした電話対応や運用ルールに関するマニュアル整備、継続的な教育・研修を実施しております。

また、以下のような体制やしくみを整備し、日々運営しております。

① 取締役会を中核としたコンプライアンス体制

社外取締役2名および保険計理人を含む取締役会において、法令等遵守を経営の最重要課題の1つとして位置付け、月1回の定例報告を含む積極的な取り組みを行っております。また、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラムの策定や重要な変更については、必ず取締役会の承認を得るものとし、定期的（少なくとも年1回）な見直しを図っております。監査役による取締役会の監視、内部監査室によるコンプライアンス担当部門の業務執行上の監査など、内部牽制機能も十分に配慮しております。

② コンプライアンス統括グループおよびコンプライアンス・オフィサーの設置と機動的運営

各部門長をコンプライアンス担当（オフィサー）として、日常業務における各従業員の教育・指導・監視を徹底し、適時、コンプライアンス担当部署（コンプライアンス統括グループ）へ報告する体制を整備しています。コンプライアンス統括グループは、コンプライアンス・オフィサーとの連携を図り、情報収集を一元管理・統括し、リスク管理委員会や取締役会への報告・協議ならびにコンプライアンス・マニュアルの見直しやプログラムの策定、実施に取り組んでいます。

③ コンプライアンス・プログラムの実践と定期的教育・モニタリング

コンプライアンス・プログラムは、各部門や業務に関連するテーマ等を盛り込んだ研修・講習等を計画し、全役職員を対象に実践しております。特に、苦情処理対応や個人情報保護対応、募集方法等の重要なテーマについては、外部講師や外部講習なども含め、様々

な状況や環境への対応方法まで徹底した教育・指導を行い、常に知識・ノウハウのブラッシュアップを図っています。

また、パートタイマーや派遣社員を含む新入社員に対して、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・テキスト（日本少額短期保険協会発行）を必ず配布し、入社時ガイダンスおよび研修にて、解説しています。

④ 苦情処理態勢の整備とお客様相談窓口の設置

お客様の声に対しては適切かつ真摯に取り扱うことを全職員に徹底し、お客様の満足度の向上を図るべく常に改善に取り組んでおります。また、お客様の声を適切かつ迅速に対応するため、お客様相談窓口を設け、コンプライアンス担当部署との連携による外部専門家へのリーガルチェックなども適時実施しています。苦情処理対応については、“苦情の定義”をコールセンター含めた全職員に浸透させ、お客様相談窓口へのタイムリーな報告体制および受付・対応状況のトレースなど、プロセスを重視したしくみを社内ルールとして構築しております。また、苦情対応・処理状況に関して、取締役会への報告を定例的に実践するとともに、必要に応じて、内部監査室や外部委託先（弁護士等）へも報告・相談し、最優先事項として迅速な対応に心がけております。

また、重要な案件、緊急性を要する苦情等については、原因の把握と分析を行い、関連部署と協議して対応すべく適切な改善策を図り実践に努めております。

⑤ 募集文書の適正な管理

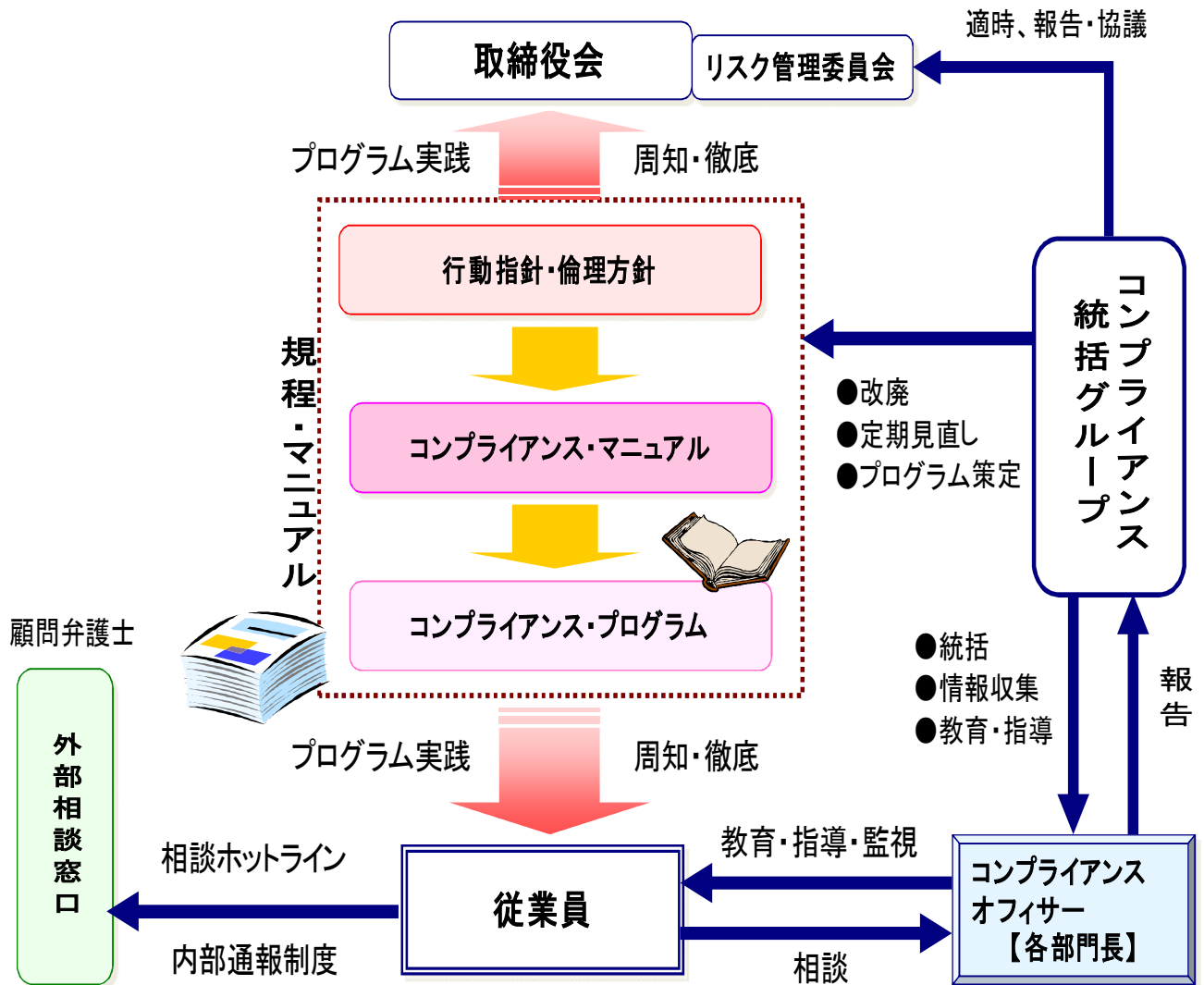
広告やお客様へ提供する募集文書については、その内容および表現が適正かどうか、事前にコンプライアンス担当部署の審査を受け、募集文書番号の付番等適切な管理のもとで、告知、説明を行っております。

⑥ 内部通報制度の導入

社内の不正や違反行為等の未然防止や損害の抑制を図るため、「内部通報制度及び内部通報者保護規程」を明文化し、社内および社外の通報先（ホットライン）を設け、全役職員への周知徹底を図っております。また、保険業法を中心とした不祥事件等に対して、報告・対応／措置方法や行政当局への報告・届出等を手順化した「不祥事件等の対応に関する規程」を設けて迅速な対応が図られるよう整備しております。

⑦ コンプライアンスに対する内部監査態勢の整備

コンプライアンス統括部門とは独立した内部監査室が、コンプライアンス態勢および業務運営を監査し、適正なコンプライアンス機能の充実度を定期的にモニタリングしております。



+

(4) 情報管理体制と取扱いについて

当社では、お客様に関する個人情報の管理を最重要視し、その取扱いには細心の注意を払っております。

① 組織および内部規程の整備

当社では、『個人情報の保護に関する法律』（個人情報保護法）や関連ガイドライン等に基づき、「個人情報保護取扱規程」や「個人情報開示規程」等の社内規程・マニュアル等を整備するとともに、個人情報保護統括管理者を社長、管理責任者を取締役経営管理部長、「個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ窓口」として取締役業務管理部長を担当に定め、責任を明確にし統合管理を行っております。また、個別の案件や重要事項については、経営会議での報告・審議を行うとともに、取締役会にて報告ならびに改善・対応策を審議しております。

② 取扱ルールと開示

個人情報の取扱いについては、「個人情報保護方針」として定め、当社ホームページへの掲載や資料送付時の書面交付などで、積極的に公表・明示し、適切な管理を実践しております。また、具体的な管理・運用方法については、「個人情報保護取扱規程」に定め、周知徹底に努めております。

当社の「個人情報保護方針」は、次ページの通りです。

③ 情報システムにおける対応

情報漏えいをシステムリスクの1つとして捉え、「情報セキュリティーポリシー」や「システムリスク管理規程」、「情報システム業務継続マニュアル（コンティンジェンシープラン）」等により二次被害を防止するための方策を定めております。

情報セキュリティーについては、権限設定をしたデータへのアクセス制限や認証システムを構築しデータの保護を図っております。

④ 外部委託先の責任と管理・監督

一般事務やシステム保守を含め、個人情報を取扱う外部委託先については、取引先との「機密保持契約」を締結するとともに、個人情報保護のための厳重な管理方法や体制、事故発生時の報告、適切な業務遂行のための改善・監督・指示、検証のための検査・監査への協力等の規定を設けております。また、個人情報を含むあらゆる媒体の返還等、個人情報の取扱いルールを明確に定めております。

⑤ 教育および遵守状況のモニタリング

個人情報保護対応については、全従業員を対象に外部講師や外部講習なども含め、徹底した教育・指導を実施しております。特に、コールセンターのオペレーターについては、定期的な勉強会を開催し、個人情報の定義や管理方法、個人情報の開示への対応など実例に基づいた教育・チェックを行い、適時モニタリングしております。

個人情報保護方針

個人情報保護方針

1. 個人情報とは

個人情報とは、お名前やご住所、電話番号、メールアドレスなど、本人が特定できる情報です。当社においては、契約者および被保険者の個人情報、または共同利用としていきいき株式会社から提供を受けるご購読者等の個人情報、あるいは当社従業員の個人情報がこれにあたります。また、機微（センシティブ）情報（政治的見解、宗教、思想および信条、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報）については、当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）に基づき、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲内で取得し、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の許可なく利用又は第三者提供いたしません。

2. 個人情報の取得・利用・提供・預託

当社は具体的には以下の通り、法令に別段の定めがある場合を除き、利用目的を明らかにした上で個人情報を取得いたします。また、本人の同意または法令に基づく場合以外には利用目的の範囲を超えた個人情報の利用、提供はいたしません。また、提供・預託をする場合は、提供・預託先を選定し契約書等の締結を行い、適正に管理いたします。なお、共同利用先であるいきいき株式会社との間においても、契約書を締結し、共同利用の範囲・方法等について厳格に定め、同社と同等以上の管理基準を保持いたします。また、機微情報については、共同利用いたしません。

3. 個人情報の利用目的

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ②DM等の送付等、商品・サービスのご案内のため
- ③各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
- ⑤その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため

⑥いきいき株式会社とのお名前、ご住所、電話番号、メールアドレス等の範囲での共同利用のため（サービスの共同実施、双方のご案内等必要な範囲で共同利用いたします。共同利用に関する詳細は <http://www.i-sedai.com> をご覧ください。）

⑦①から⑥の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため

⑧当社従業員については雇用および人事・労務管理のためおよび事業遂行上必要な範囲で顧客に通知するため

4. 個人情報の適正管理

取得させていただいた個人情報の漏えい、滅失、き損などの防止策を講じ、厳正な管理により保管・利用いたします。定期的または必要に応じ、防止策の見直し・是正をいたします。また、その管理基準は、金融庁のガイドラインに基づき、共同利用先であるいきいき株式会社と同等以上の管理を行います。

5. 法令等の遵守および情報主体であるお客様の権利への配慮

当社は個人情報保護に関する法令・規範およびガイドラインを遵守し、お客様の個人情報や権利への配慮を全社的に徹底いたします。

6. 個人情報保護体制および個人情報保護施策による継続的改善

当社内に個人情報保護のための組織体制を確立し、金融庁ガイドラインに準拠した個人情報保護施策を実行し、かつ、システム技術や社会動向などの状況を考慮した定期的な監査および確認を行うことにより、継続的な改善を実施し、お客様が安心して当社サービスをご利用いただけるよう努めます。

7. 情報提供の任意性・結果および個人情報の開示・訂正・利用の停止およびお問い合わせ

当社の個人情報の取得に対する通知・公表事項への同意は任意ですが、ご同意いただけない場合、保険契約のお引受けができないことがあります。また、ご本人から個人情報の開示・訂正などのご希望があった場合には、速やかに対応いたします。利用停止のご希望に対しては、速やかに利用を停止し、当該個人情報を削除いたします。個人情報の取り扱いおよび管理については、下記窓口までお問い合わせください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ窓口】

いきいき世代株式会社

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1

■ お客様相談窓口

■ TEL 0120-19-0703 ■ FAX 0120-74-8165

■ e-mail privacy@i-sedai.com

(5) 情報開示の状況について

当社では、お客様をはじめ、株主や社会一般の皆様へ、当社に対する理解や商品・サービス等の紹介ならびに業務運営上の現況など、様々な情報の把握や適正な評価をしていただくために、透明性のある公正かつタイムリーな情報の開示・公表を行っています。

① ホームページ <http://www.i-sedai.com/>

当社のホームページでは、会社概要、商品・サービスのご案内、資料請求、加入者の声などの情報の掲載やお知らせ（ニュースリリース）等を公開しております。



② ディスクロージャー資料および業績情報

当社の概要や業績等の概況を説明した本誌「ディスクロージャー資料」を年1回発行し、冊子として縦覧に供するほか、中間決算・本決算の財務情報、事業報告などとともに、ホームページにて掲載し、常時ダウンロード可能なしくみを構築しております。

③ 定期刊行誌「いきいき世代通信」

毎年2回（7月・12月）、加入者の声や給付金支払状況、サービスの概要、その他参考情報・ご案内を小冊子にまとめてご契約者の皆様へ提供しております。また、年1回、当刊行誌に、最新の「先進医療一覧」を同封し、最新の情報をご案内しております。



(6) 募集人管理の状況について

当社では、代理店や営業職員が存在しませんが、少額短期保険のしくみや募集時の規制、ルール等を認識し、お客様への適切な対応や業務の品質アップ、ノウハウの蓄積を図るため、内勤社員全員の募集人資格の取得と登録を義務付けております。

また、入社した全従業員への募集人資格試験用の事前研修をはじめ、資格取得後も定期的にコンプライアンス研修や勉強会などを実施しております。

(7) 資産運用方針について

少額短期保険業者の資産運用については、財務の健全性の確保の観点から、預貯金や国債・地方債等の安全資産に限定した運用が求められています。したがって、当社では、「資産運用基本方針・管理規程」や「流動性リスク管理方針・管理規程」を策定し、これらの規定に基づく運用の実践および管理態勢の整備を行っております。

直近では、安全性・流動性の確保を踏まえ、預貯金による運用を基本方針としております。

(8) 業界団体（日本少額短期保険協会）における活動について

少額短期保険の業界の発展を通じて一般市民および消費者へ安全・安心を提供する団体として、日本少額短期保険協会が設立されております。

同協会の主な活動内容は以下の通りです。

- 一般市民および消費者に対する保険および補償に関する相談および広報活動事業
- 保険契約者に対する分かり易い保険商品の説明およびリスク防止のための相談助言事業
- 少額短期保険の募集に従事する者に対する教育、試験等の実施事業
- 少額短期保険に関する調査研究事業
- 少額短期保険に関する統計の作成および資料の収集事業

当社でも、同協会に当初から加盟し、理事を務めさせていただいたり、各種委員会（募集制度委員会、企画委員会等）への参加・活動等、積極的に参画し、業界全体の発展に貢献するべく協力・支援を行っております。

5. 直近の2事業年度における財産の状況について

(1) 計算書類

① 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	年 度	平成 20 年 3 月末現在	平成 21 年 3 月末現在	科 目	年 度	平成 20 年 3 月末現在	平成 21 年 3 月末現在
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		6,828	150,215	保険契約準備金		24,614	341,293
現金		38	81	支払備金		377	2,541
預貯金		6,789	150,134	責任準備金		24,236	338,752
有価証券		—	—	代理店借		—	—
国債		—	—	再保険借		—	166,197
地方債		—	—	短期社債		—	—
その他の証券		—	—	社債		—	—
有形固定資産		22,618	29,468	新株予約権付社債		—	—
土地		—	—	その他負債		261,096	44,932
建物		—	7,553	借入金		—	—
動産		22,618	21,915	未払法人税等		19,064	4,250
建設仮勘定		—	—	未払金		136,089	24,302
その他の有形固定資産		—	—	未払費用		58,891	13,763
無形固定資産		109,005	101,433	前受収益		45,600	—
ソフトウェア		40,405	42,535	預り金		1,451	2,237
利用権		68,600	53,900	仮受金		—	378
その他の無形固定資産		—	4,998	その他の負債		—	—
代理店貸		—	—	退職給付引当金		4,209	7,911
再保険貸		33	148,454	価格変動準備金		—	—
その他資産		201,791	180,668	繰延税金負債		—	—
未収金		109,717	141,337				
未収保険料		—	—	負債の部 合計		289,920	560,335
前払費用		66,866	29,267				
未収収益		17,007	—	(純資産の部)			
仮払金		—	1,000	資本金		36,000	36,000
預託金		8,200	9,062	資本剰余金		—	—
その他の資産		—	—	資本準備金		—	—
繰延税金資産		—	15,538	利益剰余金		24,356	40,441
供託金		10,000	11,000	利益準備金		—	—
				繰越利益剰余金		24,356	40,441
				自己株式		—	—
				株主資本合計		60,356	76,441
				その他有価証券評価差額金		—	—
				土地再評価差額金		—	—
				評価・換算差額等合計		—	—
				純資産の部 合計		60,356	76,441

資産の部合計	350,277	636,777	負債及び純資産の部合計	350,277	636,777
--------	---------	---------	-------------	---------	---------

〔注記〕

《 重要な会計方針に関する事項 》

1. 固定資産の減価償却の方法

〔1-1〕有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
工具器具備品	5～6年

〔1-2〕無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

〔2-1〕退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職一時金制度に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 責任準備金の積立基準

責任準備金は、保険業法施行規則第211条の46の規定に基づき算出した金額を計上しております。

5. 重要な会計方針の変更

〔5-1〕税効果会計の適用

当年度より、税効果会計を適用しております。この変更により過年度に発生した一次差異等に係る税効果相当額については、株主資本等変動計算書の期中変動事由として、「過年度法人税等調整額」に一括して計上しております。なお、前年度において発生した「過年度法人税等調整額」は4,168千円であります。

《 貸借対照表に関する事項 》

平成 19 年度（平成 20 年 3 月末現在）	平成 20 年度（平成 21 年 3 月末現在）																																
1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,063 千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,883 千円																																
2. 当年度において税効果会計を適用しておりません。	2. 税効果会計に関する事項 〔2-1〕繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 保険契約準備金 7,603 千円 退職給付引当金 2,864 千円 未払事業税 1,733 千円 未払費用 3,318 千円 その他 18 千円 <u>合計 15,538 千円</u> 〔2-2〕法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳 法定実効税率 36.2% (調整) 中小法人等の軽減税率 (22%) Δ 4.3% 住民税均等割額 1.0% その他 <u>0.3%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.2%																																
3. 支払備金の内訳 (単位：千円)	3. 支払備金の内訳 (単位：千円)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>元受分</th> <th>出再分</th> <th>出再分控除後 (当期末残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通支払備金</td> <td>1,145</td> <td>767</td> <td>377</td> </tr> <tr> <td>既発生未報告損害 に対する支払備金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,145</td> <td>767</td> <td>377</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 73 条第 3 項および第 71 条第 1 項に規定する、積み立てないことができる再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、767 千円であります。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)	普通支払備金	1,145	767	377	既発生未報告損害 に対する支払備金	—	—	—	合計	1,145	767	377	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>元受分</th> <th>出再分</th> <th>出再分控除後 (当期末残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通支払備金</td> <td>5,500</td> <td>3,685</td> <td>1,815</td> </tr> <tr> <td>既発生未報告損害 に対する支払備金</td> <td>2,200</td> <td>1,474</td> <td>726</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,700</td> <td>5,159</td> <td>2,541</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 73 条第 3 項および第 71 条第 1 項に規定する、積み立てないことができる再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、5,159 千円であります。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)	普通支払備金	5,500	3,685	1,815	既発生未報告損害 に対する支払備金	2,200	1,474	726	合計	7,700	5,159	2,541
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)																														
普通支払備金	1,145	767	377																														
既発生未報告損害 に対する支払備金	—	—	—																														
合計	1,145	767	377																														
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)																														
普通支払備金	5,500	3,685	1,815																														
既発生未報告損害 に対する支払備金	2,200	1,474	726																														
合計	7,700	5,159	2,541																														

平成 19 年度（平成 20 年 3 月末現在）				平成 20 年度（平成 21 年 3 月末現在）				
4. 責任準備金の内訳				4. 責任準備金の内訳				
(単位：千円)				(単位：千円)				
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (当期末残高)	
普通 責任 準備 金	未経過保険料	61,308	41,076	(A) 20,232	未経過保険料	254,597	170,581	(A) 84,016
	収支残	△17,077	—	(B) △17,077	収支残	303,660	—	(B) 303,660
	(A)又は(B)の大きい金額			(C) 20,232	(A)又は(B)の大きい金額			(C) 303,660
	適用すべき(C) の金額	61,308	41,076	(D) 20,232	適用すべき(C) の金額	303,660	—	(D) 303,660
	入院責任準備金	5,015	3,360	(E) 1,654	入院責任準備金	43,977	29,459	(E) 14,517
	危険保険料積増分	152	102	(F) 50	危険保険料積増分	915	613	(F) 302
	計 (D)+(E)+(F)	66,476	44,539	21,937	計 (D)+(E)+(F)	348,553	30,072	318,480
異常危険準備金	—	—	2,298	異常危険準備金	—	—	20,271	
合計	—	—	24,236	合計	—	—	338,752	
<p>保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する、積み立てないことができる再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、44,539 千円であります。</p>				<p>保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する、積み立てないことができる再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、30,072 千円であります。</p>				
5. 1 株当たり純資産額		83,829 円 04 銭		5. 1 株当たり純資産額		106,169 円 12 銭		
6. 表示方法の変更		—		6. 表示方法の変更				
				<p>[6-1] 前年度において「未払費用」に含めていた「再保険借」は、当年度から「再保険借」として区分掲記しております。なお、前年度において「未払費用」に含めていた「再保険借」は 50,166 千円であります。</p> <p>[6-2] 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>① 前年度において「その他資産」の内訳として表示していた「再保険貸」は、当年度からは「再保険貸」として独立掲記しております。</p> <p>② 前年度において「その他負債」の内訳として表示していた「再保険借」は、当年度からは「再保険借」として独立掲記しております。</p>				
7. 金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。				7. 金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。				

② 損益計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	
	平成 19 年度 平成 19 年 7 月 3 日 ～平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年度 平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日
経常収益	356,068	1,999,256
保険料等収入	105,548	1,721,555
保険料	74,881	1,116,752
再保険収入	30,667	604,802
回収再保険金	33	147,972
再保険手数料	30,552	455,583
再保険返戻金	81	1,246
資産運用収益	22	143
利息及び配当金等収入	22	143
その他運用収益	—	—
その他経常収益	250,497	277,556
経常費用	312,647	2,006,516
保険金等支払金	50,338	971,092
保険金等	50	221,145
解約返戻金等	121	1,860
契約者配当金	—	—
再保険料	50,166	748,086
責任準備金等繰入額	24,608	316,679
支払備金繰入額	377	2,163
責任準備金繰入額	24,230	314,516
資産運用費用	—	—
事業費	237,691	718,739
営業費及び一般管理費	217,116	658,009
税金	440	29,265
減価償却費	15,925	27,761
退職給付引当金繰入額	4,209	3,702
その他の経常費用	9	5
経常利益（又は経常損失）	43,421	△7,260
特別利益	—	25,100
その他特別利益	—	25,100
特別損失	—	—
価格変動準備金繰入額	—	—
その他特別損失	—	—
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益	43,421	17,839
法人税及び住民税	19,064	17,292
法人税等調整額	—	△11,369
法人税等合計	19,064	5,922
当期純利益	24,356	11,916

〔注記〕

《 損益計算書に関する事項 》

平成 19 年度 (平成 19 年 7 月 3 日～平成 20 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)																																
<p>1. 正味収入保険料及び正味支払保険金の算出</p> <p>〔1-1〕 正味収入保険料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">収入保険料</td><td style="text-align: right;">74,881 千円</td></tr> <tr><td>再保険返戻金</td><td style="text-align: right;">81 千円</td></tr> <tr><td>再保険料</td><td style="text-align: right;">50,166 千円</td></tr> <tr><td>解約返戻金等</td><td style="text-align: right;">121 千円</td></tr> <tr><td>差引</td><td style="text-align: right;">24,674 千円</td></tr> </table> <p>〔1-2〕 正味支払保険金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">保険金等</td><td style="text-align: right;">50 千円</td></tr> <tr><td>回収再保険金</td><td style="text-align: right;">33 千円</td></tr> <tr><td>差引</td><td style="text-align: right;">16 千円</td></tr> </table>	収入保険料	74,881 千円	再保険返戻金	81 千円	再保険料	50,166 千円	解約返戻金等	121 千円	差引	24,674 千円	保険金等	50 千円	回収再保険金	33 千円	差引	16 千円	<p>1. 正味収入保険料及び正味支払保険金の算出</p> <p>〔1-1〕 正味収入保険料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">収入保険料</td><td style="text-align: right;">1,116,752 千円</td></tr> <tr><td>再保険返戻金</td><td style="text-align: right;">1,246 千円</td></tr> <tr><td>再保険料</td><td style="text-align: right;">748,086 千円</td></tr> <tr><td>解約返戻金等</td><td style="text-align: right;">1,860 千円</td></tr> <tr><td>差引</td><td style="text-align: right;">368,051 千円</td></tr> </table> <p>〔1-2〕 正味支払保険金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">保険金等</td><td style="text-align: right;">221,145 千円</td></tr> <tr><td>回収再保険金</td><td style="text-align: right;">147,972 千円</td></tr> <tr><td>差引</td><td style="text-align: right;">73,172 千円</td></tr> </table>	収入保険料	1,116,752 千円	再保険返戻金	1,246 千円	再保険料	748,086 千円	解約返戻金等	1,860 千円	差引	368,051 千円	保険金等	221,145 千円	回収再保険金	147,972 千円	差引	73,172 千円
収入保険料	74,881 千円																																
再保険返戻金	81 千円																																
再保険料	50,166 千円																																
解約返戻金等	121 千円																																
差引	24,674 千円																																
保険金等	50 千円																																
回収再保険金	33 千円																																
差引	16 千円																																
収入保険料	1,116,752 千円																																
再保険返戻金	1,246 千円																																
再保険料	748,086 千円																																
解約返戻金等	1,860 千円																																
差引	368,051 千円																																
保険金等	221,145 千円																																
回収再保険金	147,972 千円																																
差引	73,172 千円																																
<p>2. 支払備金繰入額の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">内 訳</th> <th style="width: 12.5%;">元受分</th> <th style="width: 12.5%;">出再分</th> <th style="width: 12.5%;">出再分控除後 (差引残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>普通支払備金</td><td style="text-align: center;">1,145</td><td style="text-align: center;">767</td><td style="text-align: center;">377</td></tr> <tr><td>既発生未報告損害 に対する支払備金</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>支払備金繰入額 合計</td><td style="text-align: center;">1,145</td><td style="text-align: center;">767</td><td style="text-align: center;">377</td></tr> </tbody> </table> <p>支払備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する支払備金繰入額の金額は、767 千円です。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (差引残高)	普通支払備金	1,145	767	377	既発生未報告損害 に対する支払備金	-	-	-	支払備金繰入額 合計	1,145	767	377	<p>2. 支払備金繰入額の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">内 訳</th> <th style="width: 12.5%;">元受分</th> <th style="width: 12.5%;">出再分</th> <th style="width: 12.5%;">出再分控除後 (差引残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>普通支払備金</td><td style="text-align: center;">4,355</td><td style="text-align: center;">2,917</td><td style="text-align: center;">1,437</td></tr> <tr><td>既発生未報告損害 に対する支払備金</td><td style="text-align: center;">2,200</td><td style="text-align: center;">1,474</td><td style="text-align: center;">726</td></tr> <tr><td>支払備金繰入額 合計</td><td style="text-align: center;">6,555</td><td style="text-align: center;">4,391</td><td style="text-align: center;">2,163</td></tr> </tbody> </table> <p>支払備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する支払備金繰入額の金額は、4,391 千円です。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (差引残高)	普通支払備金	4,355	2,917	1,437	既発生未報告損害 に対する支払備金	2,200	1,474	726	支払備金繰入額 合計	6,555	4,391	2,163
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (差引残高)																														
普通支払備金	1,145	767	377																														
既発生未報告損害 に対する支払備金	-	-	-																														
支払備金繰入額 合計	1,145	767	377																														
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (差引残高)																														
普通支払備金	4,355	2,917	1,437																														
既発生未報告損害 に対する支払備金	2,200	1,474	726																														
支払備金繰入額 合計	6,555	4,391	2,163																														
<p>3. 責任準備金繰入額の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">内 訳</th> <th style="width: 12.5%;">元受分</th> <th style="width: 12.5%;">出再分</th> <th style="width: 12.5%;">出再分控除後 (差引残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>普通責任準備金</td><td style="text-align: center;">66,476</td><td style="text-align: center;">44,539</td><td style="text-align: center;">21,936</td></tr> <tr><td>異常危険準備金</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">2,293</td></tr> <tr><td>責任準備金 繰入額合計</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">24,230</td></tr> </tbody> </table> <p>責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する責任準備金繰入額の金額は、44,539 千円です。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (差引残高)	普通責任準備金	66,476	44,539	21,936	異常危険準備金	-	-	2,293	責任準備金 繰入額合計	-	-	24,230	<p>3. 責任準備金繰入額の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">内 訳</th> <th style="width: 12.5%;">元受分</th> <th style="width: 12.5%;">出再分</th> <th style="width: 12.5%;">出再分控除後 (差引残高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>普通責任準備金</td><td style="text-align: center;">282,076</td><td style="text-align: center;">△14,466</td><td style="text-align: center;">296,543</td></tr> <tr><td>異常危険準備金</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">17,972</td></tr> <tr><td>責任準備金 繰入額合計</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">314,516</td></tr> </tbody> </table> <p>責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付した部分に相当する責任準備金繰入額の金額は、△14,466 千円です。</p>	内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (差引残高)	普通責任準備金	282,076	△14,466	296,543	異常危険準備金	-	-	17,972	責任準備金 繰入額合計	-	-	314,516
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (差引残高)																														
普通責任準備金	66,476	44,539	21,936																														
異常危険準備金	-	-	2,293																														
責任準備金 繰入額合計	-	-	24,230																														
内 訳	元受分	出再分	出再分控除後 (差引残高)																														
普通責任準備金	282,076	△14,466	296,543																														
異常危険準備金	-	-	17,972																														
責任準備金 繰入額合計	-	-	314,516																														

平成 19 年度 (平成 19 年 7 月 3 日～平成 20 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)
4. 利息及び配当金収入の内訳 預貯金利息 22 千円	4. 利息及び配当金収入の内訳 預貯金利息 143 千円
5. 減価償却費の内訳 有形固定資産 8,139 千円 無形固定資産 7,786 千円	5. 減価償却費の内訳 有形固定資産 3,819 千円 無形固定資産 23,941 千円
6. 退職給付費用の総額 4,209 千円	6. 退職給付費用の総額 3,702 千円
7. 特別利益の内訳 —	7. 特別利益の内訳 その他特別利益の主な内訳は、合意和解金であります。
8. 1 株当たり当期純利益 44,773 円 73 銭 算定上の基礎である当期純利益 24,356 千円 普通株式に係る当期純利益 24,356 千円 普通株式の期中平均株式数 544 株 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	8. 1 株当たり当期純利益 16,550 円 80 銭 算定上の基礎である当期純利益 11,916 千円 普通株式に係る当期純利益 11,916 千円 普通株式の期中平均株式数 720 株 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
9. 表示方法の変更 —	9. 表示方法の変更 〔9-1〕 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。 ① 前年度において「正味収入保険料」に含めていた「保険料」は、当年度からは「保険料」として区分掲記し、「保険料等収入」の内訳として表示しております。 ② 前年度において「正味収入保険料」に含めていた「再保険戻戻金」は、当年度からは「再保険戻戻金」として区分掲記し、「再保険収入」の内訳として表示しております。 ③ 前年度において「正味支払保険金」に含めていた「回収再保険金」は、当年度からは「回収再保険金」として区分掲記し、「再保険収入」の内訳として表示しております。 ④ 前年度において「諸手数料及び集金費」に含めていた「再保険手数料」は、当年度からは「再保険手数料」として区分掲記し、「再保険収入」の内訳として表示しております。また、「諸手数料及び集金費」に含めていた「再保険手数料」以外のものは、当年度からは「営業費及び一般管理費」に含め「事業費」の内訳として表示しております。

平成 19 年度 (平成 19 年 7 月 3 日～平成 20 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 前年度において「正味収入保険料」に含めていた「再保険料」及び「解約返戻金」は、当年度からは「再保険料」及び「解約返戻金等」として区分掲記し、「保険金等支払金」の内訳として表示しております。 ⑥ 前年度において「正味支払保険金」に含めていた「支払保険金」は、当年度からは「保険金等」として区分掲記し、「保険金等支払金」の内訳として表示しております。 ⑦ 前年度において「保険引受費用」の内訳として表示していた「支払備金繰入額」及び「責任準備金繰入額」は、当年度からは「責任準備金等繰入額」の内訳として表示しております。 ⑧ 前年度において「保険引受費用」の内訳として区分掲記していた「損害調査費」は、当年度からは「営業費及び一般管理費」に含めております。 ⑨ 前年度において区分掲記していた「営業費及び一般管理費」は、当年度からは「事業費」の内訳として表示しております。 ⑩ 前年度において「その他経常費用」の内訳として表示していた「税金」「減価償却費」「退職給付引当金繰入額」は、当年度からは「事業費」の内訳として表示し、また、「その他の経常費用」は、「その他経常費用」として独立掲記しております。 ⑪ 当年度から「法人税及び住民税」及び「法人税等調整額」の合計を示す「法人税等合計」を区分掲記しております。
10. 当年度における関連当事者との重要な取引はありません。	10. 当年度における関連当事者との重要な取引はありません。
11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	
	平成 19 年度 平成 19 年 7 月 3 日 ～平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年度 平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日
株主資本		
資本金		
前期末残高	—	36,000
当期変動額		
新株の発行	36,000	—
当期変動額合計	36,000	—
当期末残高	36,000	36,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
繰越利益剰余金		
前期末残高	—	24,356
当期変動額		
過年度法人税等調整額	—	4,168
当期純利益	24,356	11,916
当期変動額合計	24,356	16,084
当期末残高	24,356	40,441
利益剰余金合計		
前期末残高	—	24,356
当期変動額		
過年度法人税等調整額	—	4,168
当期純利益	24,356	11,916
当期変動額合計	24,356	16,084
当期末残高	24,356	40,441
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—

(単位：千円)

科 目	年 度	
	平成 19 年度 平成 19 年 7 月 3 日 ～平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年度 平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日
株主資本合計		
前期末残高	—	60,356
当期変動額		
新株の発行	36,000	—
過年度法人税等調整額	—	4,168
当期純利益	24,356	11,916
当期変動額合計	60,356	16,084
当期末残高	60,356	76,441
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
土地再評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
評価・換算差額等合計	—	—
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	—	60,356
当期変動額		
新株の発行	36,000	—
過年度法人税等調整額	—	4,168
当期純利益	24,356	11,916
当期変動額合計	60,356	16,084
当期末残高	60,356	76,441

〔注記〕

《 株主資本等変動計算書に関する事項 》

平成 19 年度 (平成 19 年 7 月 3 日～平成 20 年 3 月 31 日)					平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)				
株式の種類	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数	株式の種類	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	—	720	—	720	普通株式	720	—	—	720
合計	—	720	—	720	合計	720	—	—	720
2. 表示方法の変更					2. 表示方法の変更 〔2-1〕 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。 ① 当年度から貸借対照表上の純資産の部における各項目及び科目ごとに、前期末残高、当期変動額（変動事由ごと）及び当期末残高に区分して表示しております。				
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。					3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。				

④ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	
	平成 19 年度 平成 19 年 7 月 3 日 ～平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年度 平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	—	1,050,296
再保険収入	—	487,015
保険金等支払による支出	△50	△218,130
解約返戻金等支払による支出	—	△1,929
再保険料支払による支出	—	△632,055
事業費の支出	△246,455	△659,459
その他	277,985	250,448
小 計	31,480	276,184
利息及び配当金等の受取額	22	143
利息の支払額	—	—
契約者配当金の支払額	—	—
その他	—	25,100
法人税等の支払額	—	△29,139
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,502	272,289
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	—	—
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
有形・無形固定資産の取得による支出	△42,474	△127,039
有形・無形固定資産の売却による収入	—	—
供託金の所要額支出（増加）	△10,000	△1,000
その他	△8,200	△862
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,674	△128,902
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入による収入	—	—
借入金の返済による支出	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出	—	—
株式の発行による収入	31,000	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,000	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増加額	1,828	143,386
現金及び現金同等物期首残高	5,000	6,828
現金及び現金同等物期末残高	6,828	150,215

〔注記〕

《 キャッシュ・フロー計算書に関する事項 》

平成 19 年度 (平成 19 年 7 月 3 日～平成 20 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)
<p>1. 現金及び現金同等物の範囲</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払い預金及び取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の範囲</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払い預金及び取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。</p>
<p>2. 表示方法の変更</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>2. 表示方法の変更</p> <p>[2-1] 前年度における間接法による表示から当年度から直接法による表示へ表示方法を変更しております。</p> <p>[2-2] 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>① 当年度から「営業活動によるキャッシュ・フロー」の内訳として「再保険収入」及び「再保険料支払による支出」を区分掲記しております。</p> <p>② 前年度において区分掲記していた「解約返戻金支払による支出」は、当年度から「解約返戻金等支払による支出」として表示しております。</p>
<p>3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

(2) 附属明細書

① 有形固定資産等明細

(単位：千円)

資産の種類	前期末 残高 (取得価額)	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高 (取得価額)	当期末 減価償却累 計額又は 償却累計額	当期 償却額	差引 当期末残高 (帳簿価額)
有形固定資産							
建物附属設備	—	8,183	—	8,183	629	629	7,553
工具器具備品	25,682	2,486	—	28,169	6,254	3,190	21,915
〔有形固定資産計〕	25,682	10,669	—	36,352	6,883	3,819	29,468
無形固定資産							
ソフトウェア	43,291	11,330	—	54,621	12,086	9,199	42,535
利用権	73,500	—	—	73,500	19,600	14,700	53,900
商標権	—	5,040	—	5,040	42	42	4,998
〔無形固定資産計〕	116,791	16,370	—	133,161	31,728	23,941	101,433
固定資産合計	142,474	27,039	—	169,513	38,611	27,761	130,902

② 保険契約準備金明細

〔Ⅰ〕 支払備金

(単位：千円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減額
医療保険	377	2,541	2,163
その他の保険	—	—	—
支払備金合計	377	2,541	2,163

〔Ⅱ〕 責任準備金

(単位：千円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減額
医療保険	24,236	338,752	314,516
普通責任準備金	21,937	318,480	296,543
異常危険準備金	2,298	20,271	17,972
契約者配当準備金	—	—	—
その他の保険	—	—	—
責任準備金合計	24,236	338,752	314,516

③ 引当金明細

(単位：千円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	4,209	3,702	—	—	7,911

④ 有価証券明細 該当なし

⑤ 借入金明細 該当なし

⑥ 事業費内訳明細

(単位：千円)

科 目		年 度	平成 19 年度 平成 19 年 7 月 3 日 ～平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年度 平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日	
営業費及び一般管理費	営業費	代理店手数料	—	—	
		営業職員経費	—	—	
		広告宣伝費（販売促進費含む）	48,038	236,808	
		その他営業費	—	—	
		計	48,038	236,808	
	一般管理費	物件費	人件費	43,077	168,574
			損害調査費	—	6,216
			診断書作成費用	5	7,293
			地代・家賃	3,151	18,565
			通信費・運賃	6,194	20,181
			システム保守費	28,945	58,058
			事務委託手数料	24,780	40,000
			その他物件費	62,923	102,310
	計	126,001	252,626		
計	169,078	421,200			
合 計	217,116	658,009			
税金	440	29,265			
減価償却費	15,925	27,761			
退職給付引当金繰入額	4,209	3,702			
事業費合計	237,691	718,739			

(3) 保険金等の支払能力の充実の状況

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、以下の通りです。

【ソルベンシー・マージン比率】（※1）

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度
	[平成 20 年 3 月末現在]	[平成 21 年 3 月末現在]
(1) ソルベンシー・マージン総額	62,655 千円	119,670 千円
① 純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	60,356 千円	76,441 千円
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	2,298 千円	20,271 千円
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前） （99%又は100%）	—	—
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者（社員）配当準備金	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	22,956 千円
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの (⑩(a))	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの (⑩(b))	—	—
⑪ 控除項目（—）	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	2,443 千円	21,538 千円
保険リスク相当額	2,298 千円	20,271 千円
R 1 一般保険リスク相当額	2,298 千円	20,271 千円
R 4 巨大リスク相当額	—	—
R 2 資産運用リスク相当額	636 千円	5,566 千円
価格変動リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	67 千円	1,501 千円
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	568 千円	2,580 千円
再保険回収リスク相当額	0 千円	1,484 千円
R 3 経営管理リスク相当額	58 千円	516 千円
ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2) × (2)}	5127.3%	1111.2%

(※1) ソルベンシー・マージン比率について

少額短期保険業者は、将来の給付金などの支払いに備えて責任準備金等を積み立てていますが、大災害等の通常の予測を超えて発生するリスクに対しても十分な支払余力を保持しておく必要があります。この支払余力を有しているかどうかを判断する指標として、数値化した“諸リスクの合計額”に対する純資産などの“内部留保の合計額（ソルベンシー・マージン総額）”の割合を保険業法上に基づき算出されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

「ソルベンシー・マージン比率」は、行政監督上の客観的な指標の1つで、その数値が200%を下回った場合には、監督当局によって、早期是正措置がとられます。

具体的な算出式は、以下の通りです。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

$$\text{リスクの合計額} = \sqrt{(R1^2 + R2^2)} + R3 + R4$$

R1：一般保険リスク相当額（保険金支払いが急増するリスク）

R2：資産運用リスク相当額（債券・預貯金等の信用リスクや再保険リスク）

R3：経営管理リスク相当額（業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得るリスク）

R4：巨大災害リスク相当額（巨大な地震や風水害に関するリスク）

(4) 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価および評価損益

① 有価証券

該当事項はございません。

② 金銭の信託

該当事項はございません。

(5) 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無

会計監査人の監査は受けておりません。

(6) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する公認会計士または監査法人の監査証明の有無

金融商品取引法第193条の2の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査を受けておりません。なお、当事業年度の財務諸表につきましては、監査役による監査を受け、適正に作成および表示されていることの報告を受けております。

(平成21年5月22日付け監査役報告書)

以 上

『2009 いきいき世代の現状と財務状況』

— 平成20年度 ディスクロージャー誌 —

(2009年7月15日発行)

<発行>

- いきいき世代株式会社 経営管理部
- 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂4-1-1 オザワビル7F
- 電話 03-3235-3578 (代表) FAX 03-3235-3575
- URL <http://www.i-sedai.com/>

いきいき世代株式会社

IKI IKI SEDAI Inc.

いきいき世代ホームページ

URL <http://www.i-sedai.com/>

いきいき世代コールセンター

電話（通話料無料） **0120-74-8164**

（03-3235-3049 <有料>） 午前9時～午後7時（日・祝・年末年始の休業日を除く）

ファクス（通信料無料） **0120-74-8165**

（03-3235-3575 <有料>） 24時間受付

いきいき世代株式会社は、少額短期保険業者の登録を受けています。
お客様の個人情報については、弊社利用目的以外には使用いたしません。
詳しくは、弊社ホームページをご覧ください。なお、個人情報へのご意見・ご相談・お問い合わせは、下記にて承ります。

お客様相談窓口（個人情報相談窓口）

電話（通話料無料）0120-19-0703（03-3235-3024 <有料>）

午前10時～午後6時（土・日・祝日・休業日を除く）